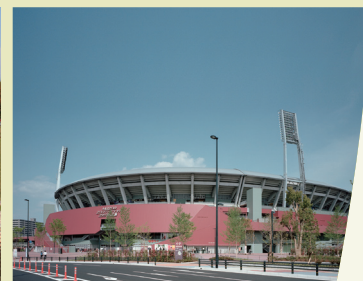




広島市景観色彩 ガイドライン

The Color Design Guidelines



もくじ

第1章 景観色彩ガイドラインについて

- 1 景観色彩ガイドラインの目的と位置付け 2
- 2 景観色彩ガイドラインの使い方 2

第2章 景観色彩の基礎知識

- 1 マンセル表色系 3
- 2 景観色彩ガイドラインの対象 5
- 3 美しい景観色彩を育むために—色彩の配慮事項 6

第3章 地区・区域ごとの景観色彩

- 1 色彩選定の基本的考え方 10
- 2 景観計画重点地区・一般区域の色彩 12
- 3 様々な景観要素の色彩 31

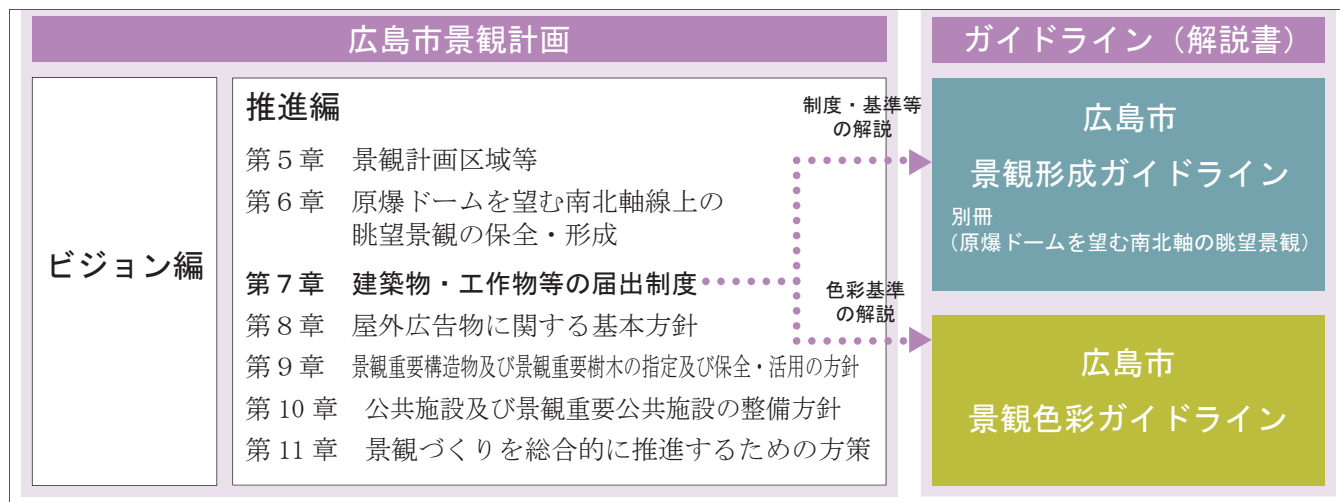


第1章 景観色彩ガイドラインについて

1 景観色彩ガイドラインの目的と位置付け

広島市景観計画（以下「景観計画」という。）は、本市の景観特性等から、理念や基本方針を導き出し、今後の施策展開の方向性を示した「ビジョン編」と、景観法に基づく届出制度に係る建築物・工作物及び開発行為等の形態意匠の基準や景観づくりを総合的に推進するための具体的な方策等を示した「推進編」の2編により構成しています。

本ガイドラインでは、主に推進編第7章「建築物・工作物等の届出制度」の中で示した形態意匠の基準のうち、定量的な数値基準をきめ細やかに設定した「景観計画における色彩の基準」を解説するとともに、より良好な景観形成に向けて、色彩のあり方を具体的に解説することを目的としています。



2 景観色彩ガイドラインの使い方

建築物や工作物等の新築（新設）や増築、模様替など、景観計画に定めた一定規模以上の建築物の建築等（届出対象行為）を行う場合は、第2章「景観色彩の基礎知識」を参照するとともに、第3章「地区・区域ごとの景観色彩」のうち計画対象地が該当するページを参照してください。届出に必要な景観色彩の基礎知識のほか、地区・区域ごとに色彩の考え方や基準、なじみやすい色彩の例などを示しています。

また、本ガイドラインの内容は、市内で建築等（届出対象行為以外を含む。）をお考えの市民、事業者の皆さんにも参考になるものです。本ガイドラインを手がかりに、広島市の景観を美しく彩る、建築物や工作物等の色彩を検討してください。

第2章 景観色彩の基礎知識

1 マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観計画では、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いています。「マンセル表色系」は、1905年にアメリカの画家アルバート・マンセルによって考案された色彩の表示伝達方法で、ひとつの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

色相（しきそう）…色あいの違い

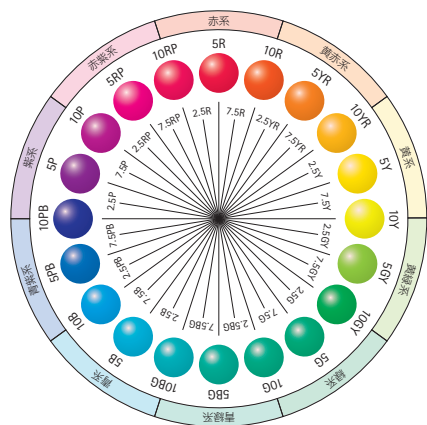
色相は、色あいの違いを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。このうち、本ガイドラインでもよく用いている「暖色系」とはR、YR、Yの3色相に属する色彩を指します。

明度（めいど）…明るさの度合い

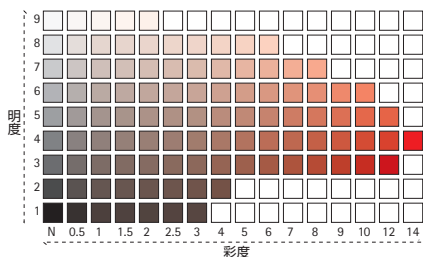
明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

彩度（さいど）…鮮やかさの度合い

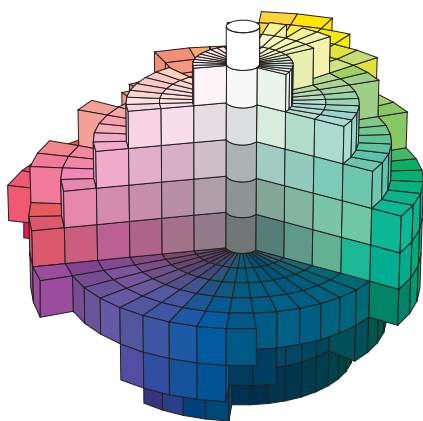
彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



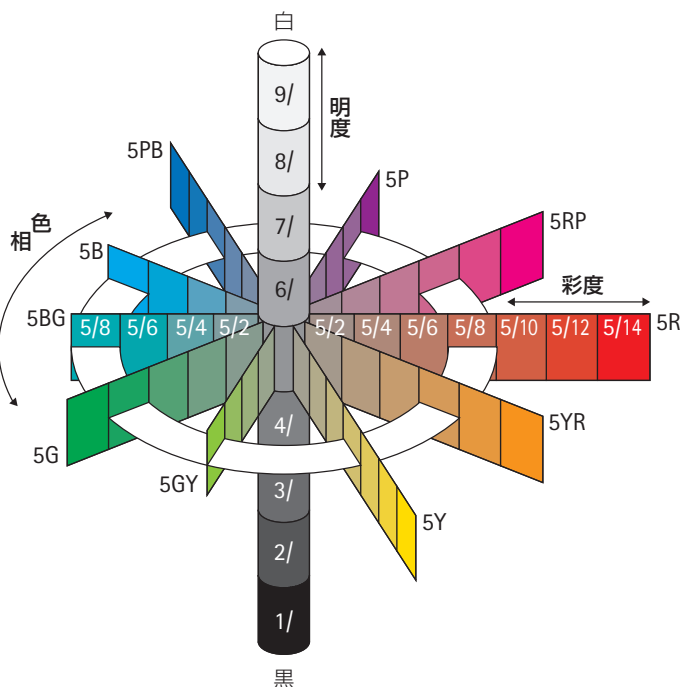
マンセル色相環



色彩の明度と彩度（色相 5R の場合）



マンセル色立体の断面



マンセル色立体の構造

マンセル値

マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。有彩色は、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、ニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

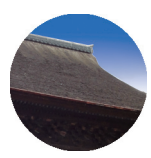
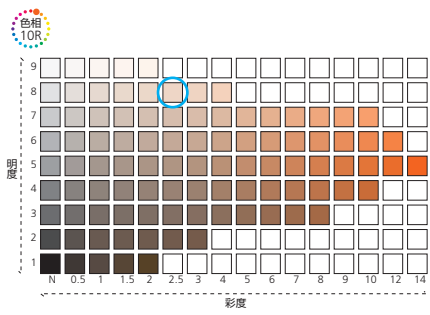
例えば、原爆ドームの外壁（レンガ）は10R4.0/5.0、不動院金堂の屋根は7.5YR2.0/1.0です。



原爆ドームの外壁（レンガ）

じゅうアール よんの ご
10R 4.0 / 5.0

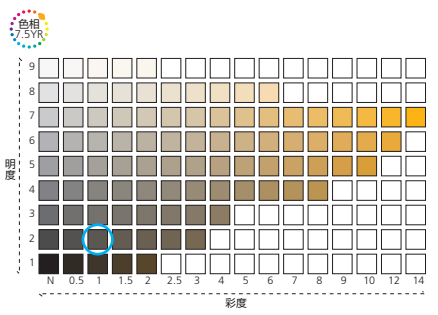
色相 明度 彩度



不動院金堂の屋根

ななてんごワイアール に の い ち
7.5YR 2.0 / 1.0

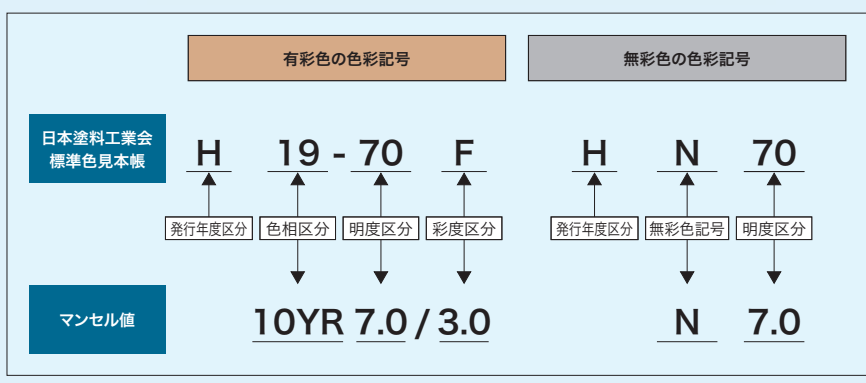
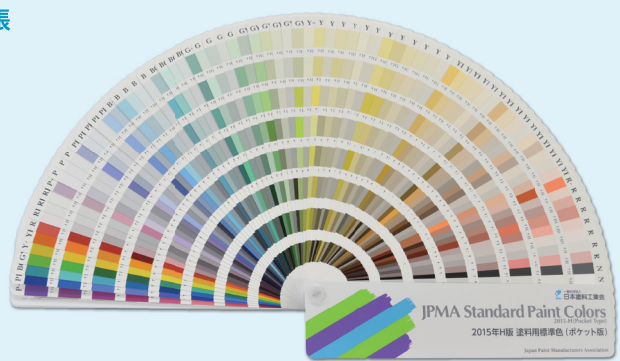
色相 明度 彩度



マンセル値を測る身近な道具—塗料用標準色見本帳

マンセル表色系で色彩を表すためにはある程度の慣れが必要ですが、近年では建材や塗料のサンプルにマンセル値が書き添えられているケースが増えてきました。

また、(社)日本塗料工業会が発行する塗料用標準色の見本帳にはすべての色彩にマンセル値が記入されており、使用したい色彩のマンセル値を容易に調べたり、類推することができます。この見本帳は、建築物や構造物、景観設備などの塗装によく使われる色を選定して収録しているため色彩計画の道具としても大変便利です。



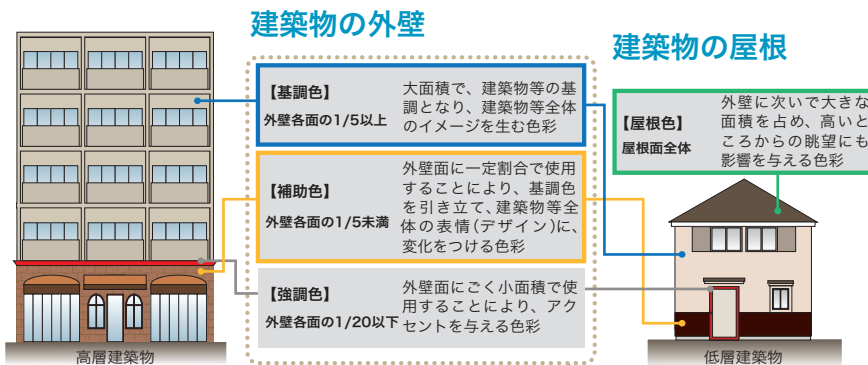
このガイドラインでは、発行年度区分を省略して表記しています。見本帳の内容は2年に一度改訂されます。

色相	色相区分	マンセル色相	色相	色相区分	マンセル色相	明度区分	マンセル明度	彩度区分	マンセル彩度
R (赤)	02	2.5R	BG (青緑)	52	2.5BG	95	9.5	A	0.5
	05	5.0R		55	5.0BG	92	9.2	B	1.0
	07	7.5R		57	7.5BG	90	9.0	C	1.5
	09	10R		59	10BG	85	8.5	D	2.0
YR (黄赤)	12	2.5YR	B (青)	62	2.5B	80	8.0	F	3.0
	15	5.0YR		65	5.0B	75	7.5	H	4.0
	17	7.5YR		67	7.5B	70	7.0	L	6.0
	19	10YR		69	10B	65	6.5	P	8.0
Y (黄)	22	2.5Y	PB (青紫)	72	2.5PB	60	6.0	T	10.0
	25	5.0Y		75	5.0PB	55	5.5	V	12.0
	27	7.5Y		77	7.5PB	50	5.0	W	13.0
	29	10Y		79	10PB	40	4.0	X	14.0
GY (黄緑)	32	2.5GY	P (紫)	82	2.5P	30	3.0		
	35	5.0GY		85	5.0P	20	2.0		
	37	7.5GY		87	7.5P	10	1.0		
	39	10GY		89	10P				
G (緑)	42	2.5G	RP (赤紫)	92	2.5RP				
	45	5.0G		95	5.0RP				
	47	7.5G		97	7.5RP				
	49	10G		99	10RP				

2 景観色彩ガイドラインの対象

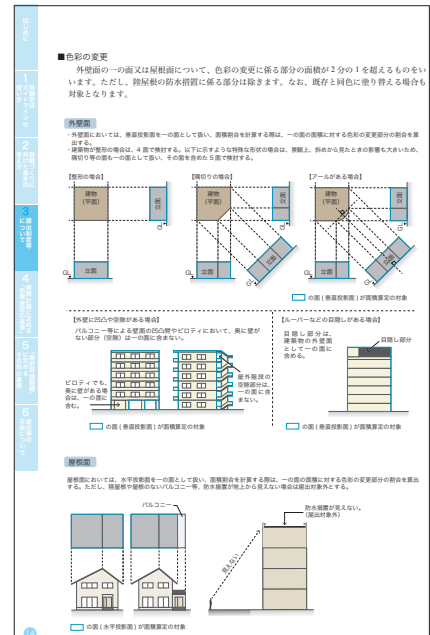
(1) 対象部位について

色彩の基準は、建築物の外壁、屋根、工作物の外観についてマンセル値による使用可能な色彩の範囲を定めています。また、このうち、建築物の外壁については、外観における面積比により「基調色」「補助色」「強調色」に分けて色彩の使用可能範囲等を定めています。建築物等の色彩は、基調色の印象とそれに組み合わせて用いる補助色や強調色との配色効果によって大きく変化します。各部の色彩が基準に適合しているかどうかのチェックと併せて、各部の色彩の組合せについても慎重に計画してください。なお、色彩に係る面積の算定方法については、広島市景観形成ガイドライン (P14) を参照してください。



基調色、補助色、強調色の定義

一の面の面積算定方法



広島市景観形成ガイドライン P14 より

(2) 色彩基準の適用を受けない場合がある建築物・工作物等について

次に挙げるような建築物・工作物等のうち、一定の協議を経てその色彩の合理性が確認できるものについては、色彩基準の適用を受けない場合があります。詳細については窓口で相談してください。



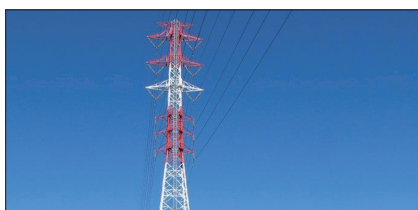
自然素材等[※]を用いる場合

- ・木材、土壁、漆喰、地場の石材などの自然素材や、意図的な着色を施していないガラス、金属、レンガなどの素材本来の色彩は、色彩基準の適用を受けない場合があります。なお、ほとんどの自然素材は、各地区・区域の色彩基準の範囲内に収まります。



歴史・文化資源など景観資源として定着している場合

- ・特徴的な色使いがランドマークの役割を果たしている景観上重要な建造物や文化財、歴史的な社寺などの建築物等は、現況の色彩を尊重し、それらの色彩が継承できるよう配慮します。(必要に応じて、景観審議会での審議を経る場合もあります。)



他法令で色彩が規定されており色彩基準との整合ができない場合

- ・安全や識別の確保のために、他の法令によって色彩が規定されているものは、色彩基準によらず、法令に則った色彩を用いることができるものとします。

※金色などの有彩色系金属色や表面・中間層などに着色を施したガラスなどは色彩基準に準拠する必要があるほか、その色彩や反射光が周囲に与える影響を十分考慮しながら用いることが必要です。

その他、地域の景観形成に資する場合

- ・景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

3 美しい色彩景観を育むために—色彩の配慮事項

(1) 景観色彩の秩序への配慮

景観は、建築物・工作物、屋外広告物、自然の木々や河川など様々な要素の色彩で構成されています。美しい建築物・工作物等は、街並みを彩る大切な景観要素ですが、それぞれが単独で存在しているのではなく、常に周辺の色彩との関係の中に存在しています。美しい景観を形成するためには単体の美しさだけでなく周辺との調和が必要になります。一般に規模が大きく、季節変動等のない建築物等の色彩は落ち着いた色調とし周囲になじませることが基本となります。



(2) 街の基調色（暖色系色相の低彩度色）への配慮

景観計画等の策定にあたって、市内の建築物の外壁色や屋根色などを調査した結果、建築物の色彩は、ほとんどの場合、暖色系色相の低彩度色を基調としていることがわかりました。こうした色彩は暖かく落ち着いた印象を持ち、季節の彩りや交通標識など記号的な色彩を引き立てる役割を果たしています。

色彩の検討に当たっては、奇をてらうのではなく、まずは街の基調色ともいえる暖色系色相の低彩度色を念頭に配色を組み立てるように配慮してください。

調査対象の一部（都心幹線道路沿道地区）



色相

約 8 割の建築物が YR 系、Y 系など暖色系の色相を基調としています。

明度

比較的明るい色彩が多く、黒に近い低彩度色はごく少数です。

彩度

約 9 割の建築物が彩度 3 以下の低彩度色を基調としています。

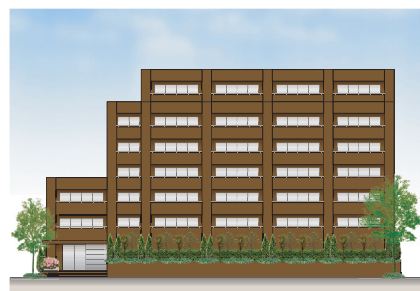
(3) 建築物等の規模や形態、素材との調和への配慮

建築物等の規模やデザインに応じた色彩の分節化

- ・身の回りの雑貨や衣服などと比較して建築物等の外観は規模が大きく、特に大規模な建築物等では、威圧感や圧迫感を軽減する工夫が求められます。
- ・高さのある建築物では、低層部と高層部を効果的に色分けすることにより、周辺の街並みからの突出感を軽減することができます。
- ・また、外壁の凹凸に応じた色分け、外壁とバルコニーの色分けなど、建築物の形態と対応した合理的な配色により、外観の印象をより親しみやすいものにすることも可能です。

質感豊かな材料による外観の表情づくり

- ・配色の検討と併せて材料の検討も重要です。同じ色彩でも平滑な材料と凹凸や斑のある材料では外観が与える印象が異なります。
- ・特に、人の目に触れやすい低層階では、石材や木材などの自然素材や質感豊かなタイル等を用いることにより、外観の印象をより豊かに美しくすることが可能です。



単調な外観（上）と
複数色による表情豊かな外観（下）

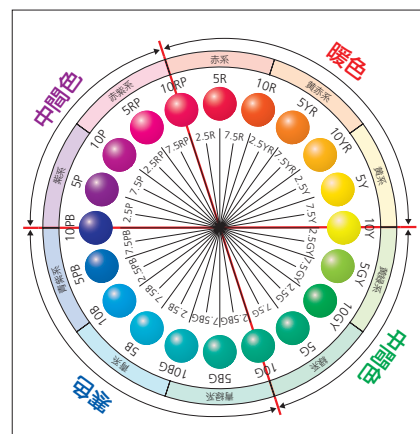
(4) 色彩が与える心理的效果への配慮

色彩の心理的效果の上手な利用

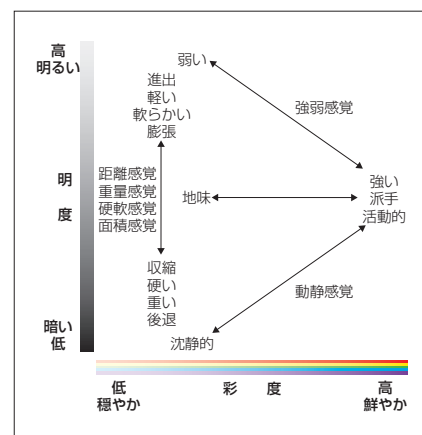
- ・建築物等の色彩計画では、そのイメージや心理的な効果が重視されます。
- ・住宅地らしい温もりを感じさせる暖色、開放的で軽快な明るい色、自然で落ち着いた印象のアースカラー（土や石、木材などの自然素材やそれに近い暖色系色相の低彩度色を中心とする色彩）など、色彩が与える心理的效果を適切に生かすことにより、建築物等の立地や機能を踏まえた心地よい外観を形成することができます。

突出したイメージの強調に注意

- ・一方、色彩の心理的效果に期待しすぎると、周辺の街並みへの意識が欠落しがちになります。企業や施設のイメージを表す色彩は、人の目につきやすい低層部にポイントとして用いるなどの配慮も必要です。
- ・また、植物の緑を象徴する緑色、水や空をイメージさせる青色などの即物的な色彩選択は、季節や時間によって移り変わる自然景観要素の存在感を脅かす要素にもなりかねません。
- ・景観は様々な要素の協調によって成り立っています。個々のイメージを誇示するばかりでなく、周辺と連携してより良い街並みのイメージを創出するよう配慮してください。



色相による寒暖の効果



色調による心理的效果

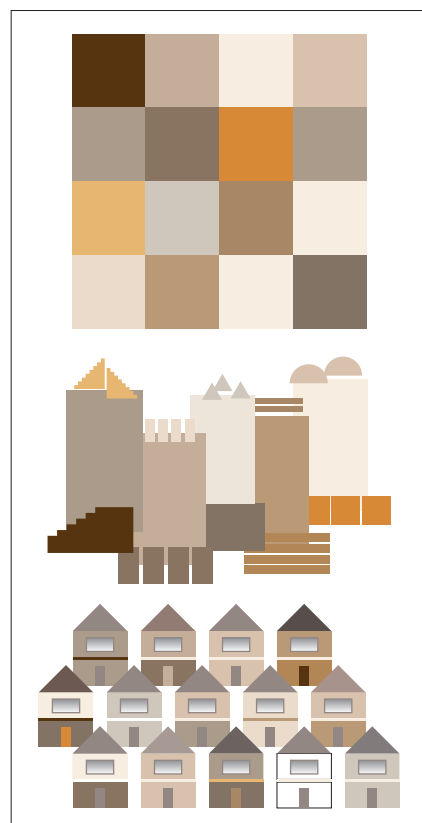
(5) 色彩の組合せへの配慮

建築物等を構成する外観全体の調和

- ・建築物等の外観は基調色だけで成り立つのではなく、外観を構成する各部の色彩や設備機器類、屋外広告物、外構など付帯要素の色彩などからも構成されています。
- ・このため、ひとつの建築物等に必要以上の色彩を用いないようにするとともに、各部の色彩を同色相でそろえるなど、外観全体に調和が感じられるよう配色をまとめることが大切です。

周辺の建築物等を含めた街並み全体の調和

- ・市街地においては、建築物等は単体で存在するのではなく、常に周囲の建築物等と影響を与え合いながら存在しています。
- ・美しく調和の取れた景観を形成するためには、これら周囲の建築物等との調和が不可欠です。
- ・現在、広島市の街並みは暖色系色相の低彩度色が中心となって構成されていることから、これらの色彩を効果的に組み合わせながら、落ち着いた住宅地の景観や華やかな商業地の景観を継承、創出していくことが大切です。



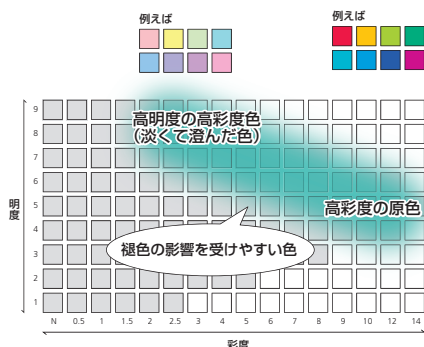
(6) 色彩の耐久性・耐候性への配慮

ライフサイクルの長い建築物等の色彩

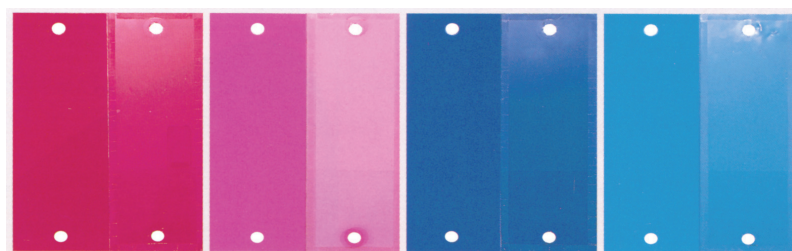
- ・建築物・工作物等は規模が大きく、その色彩を変更することは容易ではありません。また、風雨や日射などにさらされ、時間の経過に伴って、次第に汚れや劣化が進行していきます。
- ・このため、建築物等の外装には当初の美しさを保つことができるよう、耐久性・耐候性に優れた仕上げ材や色彩を選択することが重要です。

長持ちする色、しない色

- ・色彩の耐久性・耐候性は、仕上げ材そのものの性能によって大きく左右されますが、同じ材料でも比較的長持ちする色とそうでない色があります。
- ・一般的に、派手なトーンや淡く澄んだトーンの色は、風雨や紫外線によって褪色しやすく、経年変化によって古びた印象を与えやすいといわれています。これらの色は、当初は美しく目を惹きますが、色の個性が強いため飽きられるのも早い色といえます。
- ・一方、まちなかでごく一般的にみられる慣例色は、目新しさはないものの、汚れに強く、耐久性・耐候性に優れた機能的な色彩です。



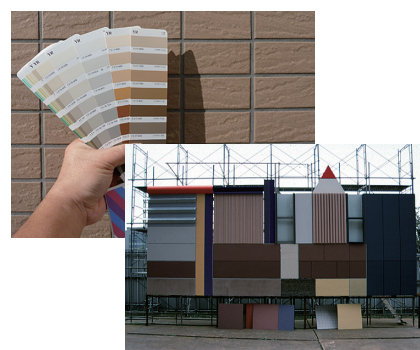
褪色の影響を受けやすい色調



新しい塗色（左）と紫外線などによって褪色した塗色（右）

(7) 建築物・工作物等の色彩設計プロセス

- ・建築物等は個人や企業の資産でも、その外観は多くの人の目に触れることから、地域共有の資産と考えることができます。建築物等の外装色を検討する際は、対象そのものの魅力を高めることはもとより地域の魅力を高めるために、既に蓄積された周辺の色彩や新しい色彩が及ぼす影響などを考慮し、調和の観点を大切にする必要があります。
- ・また、建築物等はライフサイクルが長いことから流行や当初の美観だけでなく、経年変化や維持管理に関する配慮も不可欠です。
- ・ここでは景観に与える影響が大きい大規模建築物の色彩設計について、そのプロセスと各段階におけるポイントを紹介します。



プロセス		検討内容	主なチェック項目
条件整理	計画条件の把握	建築の基本諸元や設計理念を把握します。	全体デザイン、着色可能部位・材料、コスト など
	色彩基準等の把握	景観計画における色彩の基準や本ガイドラインの内容を理解します。	景観計画における色彩の基準、色彩の配慮事項、地区別の周辺の景観になじみやすい色彩 など
現況把握	景観色彩等の把握	周辺の建築物や景観資源等の色彩を調査します。	隣接建築物、沿道建築物、規模の大きい建築物 歴史・文化的要素、樹林・農地などの自然的要素 接道する道路部材、類似用途の建築物 など
	地域の意向の把握	建築物の外観等について、地域の要望がある場合は事前に意向を把握します。	近隣の意向、類似施設における対応状況 など
基本計画	色彩の方向性の検討	与件や周囲の状況に沿って色彩の方向性を検討します。景観に与える影響が大きい大規模建築物は周辺になじむ色彩が基本です。	景観色彩の秩序、適切な色相・明度・彩度のイメージ など
	周辺景観への収まりの検討	建築物等の外観の収まりをフォトモンタージュ等によって評価し、必要に応じ再検討します。	近隣の建築物や景観資源との色彩調和、街のにぎわいや落ち着いた継承、威圧感、違和感の低減など
事前相談 外観のイメージがまとまったら各部の色彩を決定する前に、市への事前相談を行ってください。			
色彩設計	各種色見本等の入手	基本計画の内容に沿って、外装材料の色見本等を集めます。	各部の色見本とマンセル値 など
	基調色の選定	外観イメージの中心となる基調色を選定します。	大型色見本による色彩や材料の適性の評価、面状や質感・ツヤの確認 など
	各部の色彩選定	外観に補助的に用いる色や細部の色を選定します。周囲の街並みに接する外構の色彩も重要な要素です。	強調色等の必要性と影響の評価、基調色との調和や対比、形態との連携、面積比など
	色彩設計案の作成	基調色、各部の色彩を組み合わせ全体の配色を評価します。必要に応じ、各部の色彩等の再調整を行います。	全体のバランス、周囲の街並みとの調和 など
事前協議・景観法に基づく届出 色彩設計案について市と事前協議を行います。色彩の基準や色彩ガイドラインに適合し、周辺景観との調和が確認できたものについては、事前協議済証の交付を受け、景観法に基づく届出に進みます。			
※事前協議・届出の後に色彩が変更となる場合は、変更の手続きが必要となります。			
色彩管理	色彩設計監理	色彩設計の内容が適切に反映されるよう監理を行います。色彩の変更等を行う場合は協議や届出が必要となりますので注意が必要です。	
	色彩の維持管理・見直し	完成後も美観が保たれるよう維持管理を行います。また、改修等に際しては必要に応じ色彩の見直しを行うことも検討してください。	

※建築物を取り巻く環境は多様であるため、ここで紹介する進め方以外にも必要な過程や配慮が求められる場合があります。

第3章 地区・区域ごとの景観色彩

1 色彩選定の基本的考え方

(1) 色彩基準及び地区の景観になじみやすい色彩の策定に当たって

本ガイドラインで紹介する色彩基準や地区の景観になじみやすい色彩の例は、以下のような過程を経て、慎重に策定しています。

景観計画重点地区（13 地区）、一般区域

各地区・区域の特性を踏まえて分類

色彩基準の基本方針

落ち着いた景観形成に配慮する地区
(原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区等)

にぎわいの創出に配慮する地区
(広島駅南口地区、都心幹線道路沿道地区等)

色彩基準（案）の設定

要綱等に基づくこれまでの協議実績と他都市における色彩基準の運用状況を参考に各地区の特性を踏まえて設定

景観協議での色彩基準（案）の試行（平成 23 年度～平成 25 年度）

要綱に基づく景観協議において実際に色彩基準（案）による協議を実施し、そこで得た課題を踏まえて基準を一部修正

色彩基準の策定

地域の景観になじみやすい色彩の例の策定

基準範囲内でも多く用いられ景観のまとまりを創出しやすい色や景観資源との対比が少なく違和感なく溶け込みやすい色など

(2) 色彩基準策定の考え方

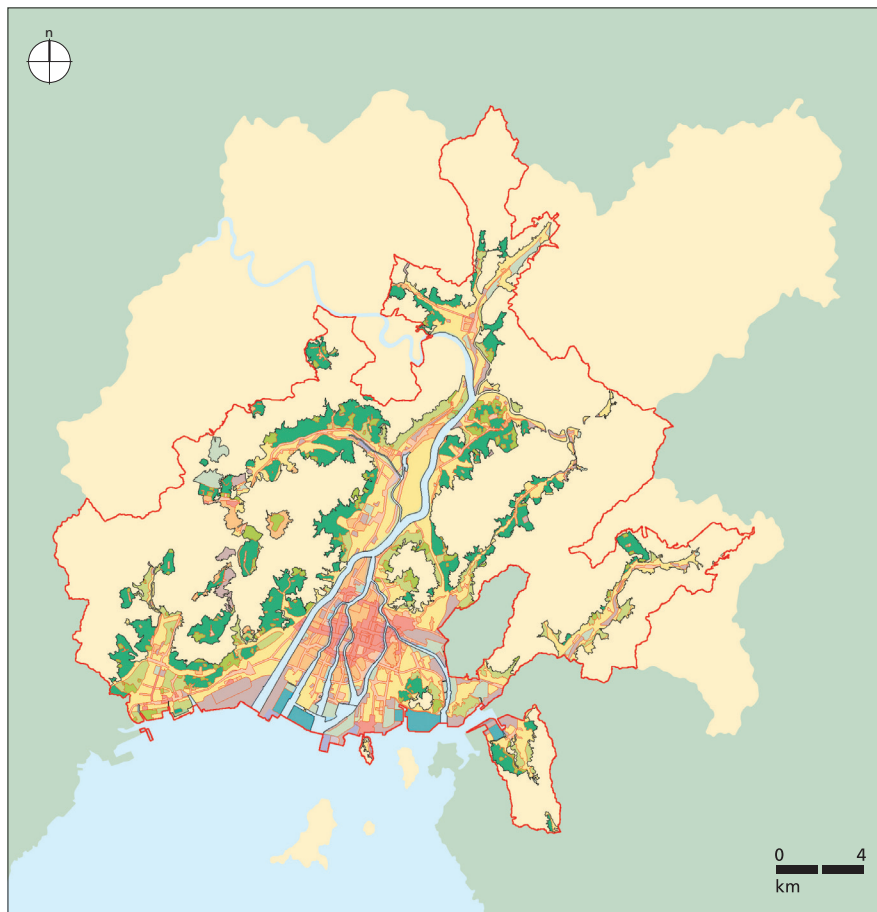
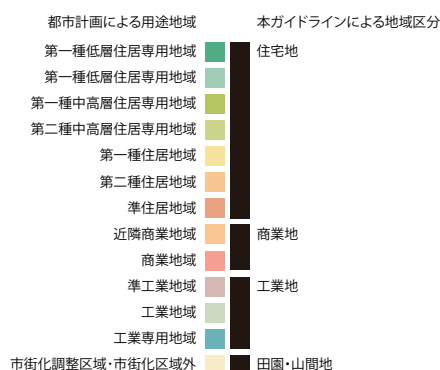
景観計画における色彩基準は、景観計画重点地区（13 地区）及び一般区域の景観を「落ち着いた景観形成に配慮する地区」と「にぎわいの創出に配慮する地区」に分類し、建築物等の外観を構成する外壁、屋根、工作物の基準を組み合わせながら、各地区・区域にふさわしい色彩のあり方を基準として定めたものです。

景観の基本特性	建築物の外壁 工作物の外観			建築物の屋根	工作物	
	基調色	補助色	強調色		自動販売機	日よけ、雨よけ等
落ち着いた景観形成に配慮する地区	【彩度の制限概要】				落ち着いた色に統一 ・ 5Y7.5/1.5 ・ N9 ・ 茶系色 （暖色系色相、明度 4 以下、彩度 4 以下）	【彩度の制限概要】 中彩度範囲までに抑制 ・ 暖色系 8 以下 ・ 寒色系 6 以下
	低彩度色を基調 ・ 暖色系 4 以下 ・ 寒色系 1 以下	中彩度範囲までに抑制 ・ 暖色系 6 以下 ・ 寒色系 2 以下	使用位置を限定 ・ 10m 以下の低層階 （色彩の範囲は定めない）	低彩度色を基調 ・ 暖色系 4 以下 ・ 寒色系 1 以下		
	【明度の制限概要】					
厳しめの基準	高明度色を基調 ・ 4 以上	極端な低明度色を抑制 ・ 3 以上 （一部地区に限る）	使用位置を限定 ・ 10m 以下の低層階 （色彩の範囲は定めない）	極端な高明度色を抑制 ・ 6 以下		
にぎわいの創出に配慮する地区	【彩度の制限概要】				制限を行わない	【彩度の制限概要】 高彩度色を抑制 ・ 全色相 10 以下 （一部地区に限る）
	高彩度色を抑制 ・ 暖色系 6 以下 ・ 寒色系 2 以下	使用位置を誘導 ・ できるだけ低層階で用いる （色彩の範囲は定めない）		高彩度色を抑制 ・ 全色相 6 以下		
	【明度の制限概要】					
緩やかな基準	極端な低明度色を抑制 ・ 3 以上	使用位置を誘導 ・ できるだけ低層階で用いる （色彩の範囲は定めない）		制限を行わない		

(3) 地域・地区区分

一般区域

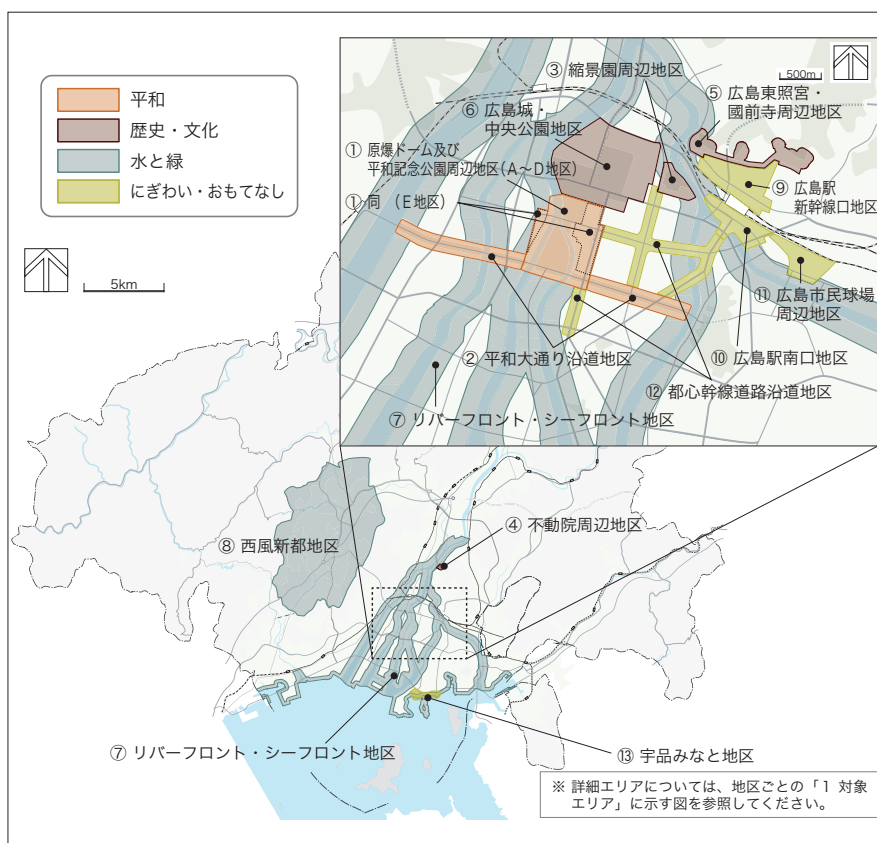
- ・景観計画では、広島市全域を景観計画区域とし、建築物や工作物の色彩基準等を定めています。
- ・このうち、景観計画重点地区を除く市域を一般区域として、景観形成を進めていきます。
- ・本ガイドラインでは、一般区域を都市計画・用途地域に沿って4つの地区に区分し、色彩の考え方や地区の景観になじみやすい色彩の例などを挙げています。



広島市都市計画図

景観計画重点地区

- ・景観計画では、全市的に良好な景観づくりを進めるに当たり、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区から先導的な取組を進めるために13の重点地区を設定しています。
- ・本ガイドラインでは、これらの地区について色彩基準を提示するとともに、色彩の考え方や地区の景観になじみやすい色彩の例などを挙げています。



景観計画重点地区の位置図



原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 A~D

色彩の現況と課題

本地区では、原爆ドームの世界遺産登録（平成8年12月）に先立って、平成7年9月から「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」に基づく景観協議を実施しており、こうした対話の積み重ねや、原爆ドームを大切に考える市民・事業者・行政の思いが結実し、ほとんどの建築物が暖色系色相の低彩度色を用いるなど、原爆ドームの色彩（レンガ部：10R4.0/5.0）が映える落ち着いた色彩景観が形成されています。

今後は、こうした蓄積を生かしつつ原爆ドームの存在感をいっそう高めるとともに、平和記念公園など、象徴的な眺望の場から眺める街並みに連続性が感じられるよう、隣接する建築物等との調和も加味しながら色彩選定を行うことが必要です。

目標とする色彩景観

原爆ドームと平和記念公園の緑を引き立てる色彩景観

核兵器の廃絶と恒久平和の象徴である原爆ドームの存在感を一層高めるとともに、平和記念公園や河岸緑地の緑が映える落ち着いた色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

原爆ドームの存在感を高めるために、ドームのレンガ色よりも暗い色や鮮やかな色を避ける色彩基準となっています。特に、平和記念公園から見える位置やドームの背景として一体的に認識される位置では暖色系色相を中心とした低彩度中心の色彩に誘導します。

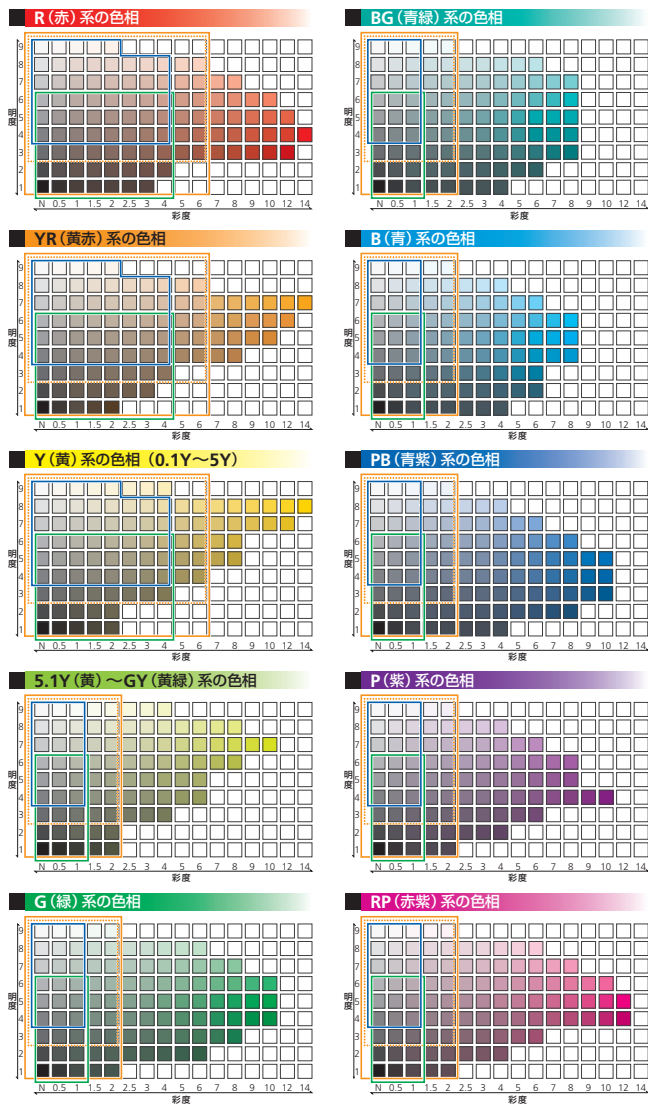
外観を特徴づける目的で用いる補助色や強調色はその必要性を精査しながら、色彩表現が過剰にならないよう留意し、特に強調色については低層部に限定して用いてください。原爆ドームの背景となる場所では、鮮やかな色のみならず暗い色を面的に用いることも避けるようにしてください。

勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けてください。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物 [※] の外観	基調色	OR～5Y	8超
		上記以外	4以上8以下
	補助色	OR～5Y	高さ10m超の位置では3以上
		上記以外	2以下
建築物の屋根	屋根色	OR～5Y	4以下
		上記以外	1以下

※日よけ、雨よけ等、自動販売機及び橋りょうを除く



凡例	
外壁又は外観の基調色の使用可能範囲	高さ10m超の外壁又は外観の補助色の使用可能範囲
外壁又は外観の補助色の使用可能範囲	屋根色の使用可能範囲

おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例

5.0YR8.0/0.5 [15-80A]	5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.0/1.5 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	N8.5 [N-85]	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/1.0 [17-60B]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/1.5 [19-60C]	2.5Y6.5/1.5 [22-65C]	5.0Y7.0/0.5 [25-70A]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	N8.0 [N-80]	5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.0YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y6.0/1.0 [25-60B]
5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/2.0 [19-70FD]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	N7.5 [N-75]	5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/1.0 [22-50B]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]

※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 E

・色彩の現況と課題

本地区は、都心の目抜き通りを中心とする市内有数の商業・業務地であり、特に低層階では、建物のアクセントや企業・商品のイメージを伝える多様な色彩が用いられています。

一方、建築物の基調色は、都心の街並みとしての品格を感じる低彩度色を中心となっており、特に平和記念公園から見える位置では、外壁や屋根ばかりでなく広告物等の色彩にも配慮が感じられる事例も見られます。

今後は、都心商業地としてのにぎわいを維持しつつ、平和記念公園から見える高い位置には派手な色や周辺と対比的な色を使わないなど、眺望景観への影響を考慮した色使いを徹底することが必要です。

・目標とする色彩景観

にぎわいの中にも平和記念公園からの眺望に配慮した色彩景観

都心の商業・業務地としてのにぎわいや楽しさの中にも、原爆ドームのバッファゾーンに隣接する地区としての品格が感じられる色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

原爆ドームのバッファゾーンに隣接する地区にふさわしい品格ある雰囲気とするために、暖色系色相の低彩度色を中心とする色彩基準とした上で、市内有数の商業地であることにも配慮し、特に低層部では幅のある色使いが行えるように基準を緩和しています。

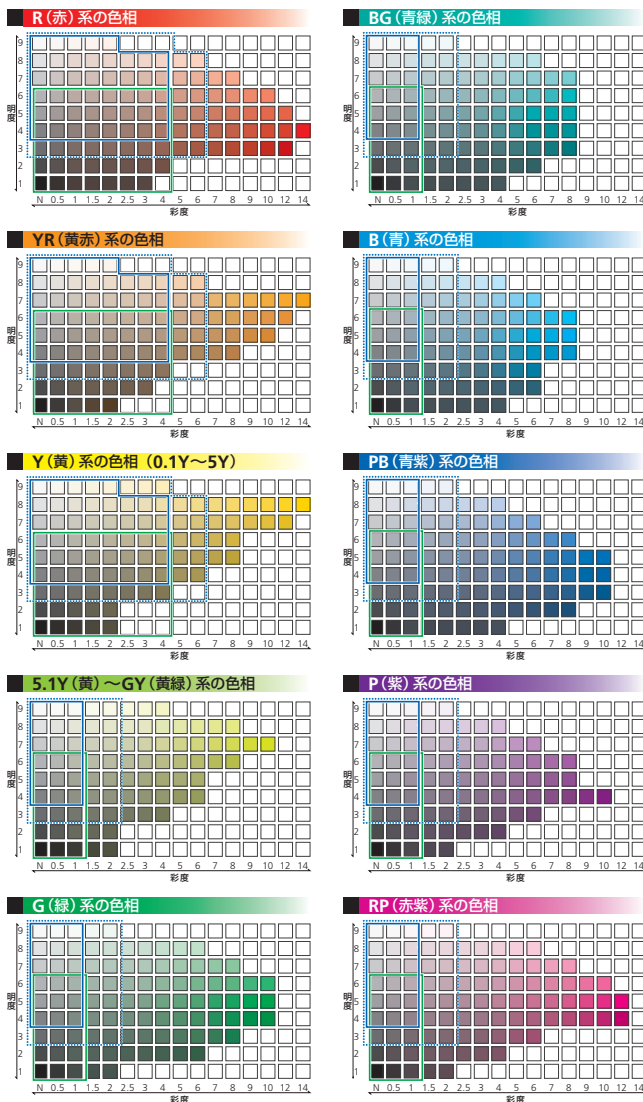
補助色や強調色の制限は特に行いませんが、基調色の基準を超えるような鮮やかな色や暗い色を用いる場合は、眺望景観への影響に特に留意し、できるだけ低層階で用いるようにしてください。

勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けてください。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位			色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	高さ 10 m 超の部分	OR ～ 5Y	8 超	2 以下
				4 以上 8 以下	4 以下
		高さ 10 m 以下の 部分	OR ～ 5Y	8 超	4 以下
				3 以上 8 以下	6 以下
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	OR ～ 5Y	6 以下	4 以下	
		上記以外		1 以下	

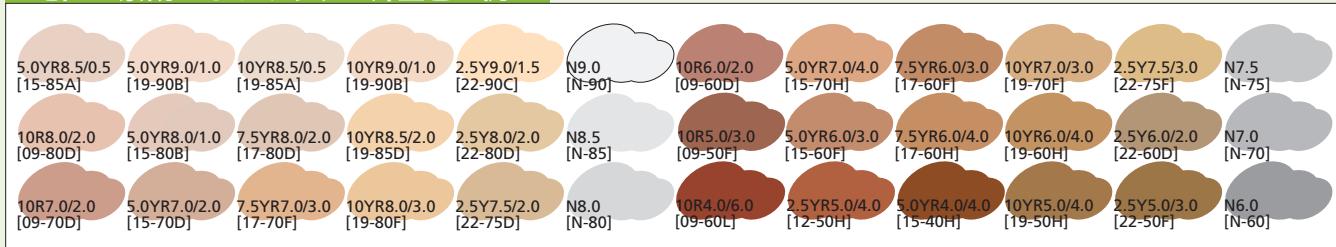
※日よけ、雨よけ等を除く



凡例	
	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
	屋根色の使用可能範囲
	高さ10m以下の部分の使用可能範囲

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



平和大通り沿道地区

色彩の現況と課題

本地区では昭和58年4月から「平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」に基づく景観協議を実施しており、市民・事業者の協力によって、暖色系の低彩度色を基調とする落ち着いた印象の色彩景観が形成されています。

一方、一部の建築物には色味の強い素材が用いられており、立体駐車場の中にも派手な色彩を基調としたものが見られるなど、緑豊かな街並みから突出したものが混在しています。

今後は落ち着いた色彩で街並みの統一感を醸し出すとともに、低層部についてはにぎわいや楽しさが感じられるおしゃれな色使いを導入し、通りの魅力をさらに高めていく必要があります。

目標とする色彩景観

治道の統一感とおもてなしの心が感じられる色彩景観

緑豊かな高幅員の道路環境を生かし、治道の建築物に統一感が感じられるよう落ち着いた色調に誘導するとともに、低層部におけるにぎわいや潤いの創出にも配慮しながら、多くの来訪者を魅了し、市のシンボルとなる治道の色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

街並みの印象に大きな影響を与える中高層部の外壁色は治道の緑を引き立て、品のある落ち着いた色調を基本としています。一方、歩行者空間に面する低層部の外壁色はおもてなしやにぎわいが演出できるよう選択肢を広げています。

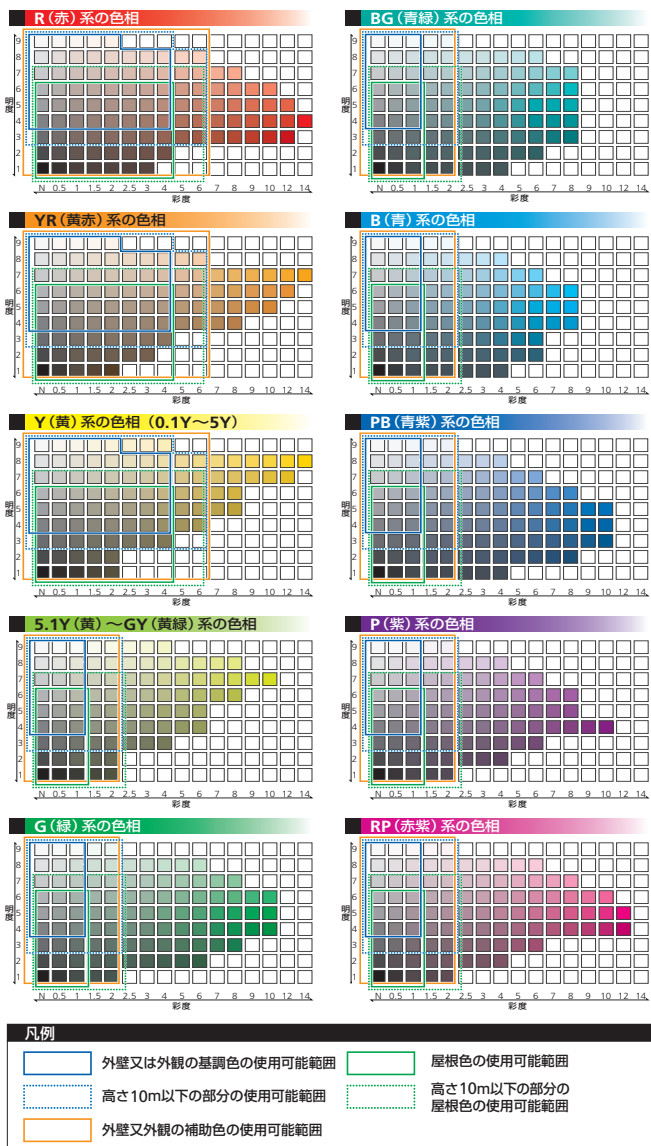
外観を特徴づける目的で用いる補助色や強調色はその必要性を精査しながら、色彩表現が過剰にならないよう留意し、特に強調色については低層部に限定して用いてください。

勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けてください。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位			色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	高さ10m 超の部分	OR～5Y	8超	2以下
			上記以外	4以上8以下	4以下
		高さ10m 以下の部分	OR～5Y	8超	4以下
			上記以外	3以上8以下	6以下
	補助色		OR～5Y	—	2以下
			上記以外	—	2以下
建築物の屋根	屋根色	高さ10m 超の部分	OR～5Y	6以下	4以下
			上記以外	—	1以下
		高さ10m 以下の部分	OR～5Y	7以下	6以下
			上記以外	—	2以下

※日よけ、雨よけ等、自動販売機及び橋りょうを除く



おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例

5.0YR8.0/0.5 [15-80A]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.5/0.5 [19-65A]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	2.5Y6.5/1.5 [22-65C]	2.5Y6.0/1.5 [22-60C]
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR7.5/0.5 [19-75A]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	2.5Y7.5/1.5 [22-70C]	5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/3.0 [17-60F]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	2.5Y6.0/1.0 [22-60B]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]
5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/1.0 [22-50B]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]

※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



縮景園周辺地区

・色彩の現況と課題

縮景園では、濯纓池^{たくえいち}を中心に配置された多様な緑により、四季折々に変化を見せる美しい景観を楽しむことができます。

現況では、周辺の街並みはこれらの緑に隠されて園内からは見えにくい状況となっていますが、一部の建築物の頂部^{げいきぼう}は悠々亭や迎暉峰などの眺望点からも視認されます。また、前面道路に沿って中高層の集合住宅が複数立地しています。

本地区では、平成19年10月から「縮景園周辺建築物等美観形成要綱」に基づく景観協議を実施しており、地区内の建築物は、白島通り沿いの建築物も含めて、暖色系色相の低彩度色でまとまりを見せています。

今後は、現況の雰囲気^{ふんいき}を維持しつつ貴重な文化的資産である縮景園のたたずまいを保全していく必要があります。

・目標とする色彩景観

縮景園のたたずまいと調和した明るく穏やかな色彩景観

国指定名勝である縮景園の落ち着いた静寂なたたずまいに配慮し、特に園内の眺望点から見える位置や庭園へのアプローチとなっている前面道路沿いの建築物等については、明るく落ち着いた色彩を用いることにより、縮景園と調和し落ち着いた雰囲気の色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

地区内の建築物が暖色系色相の低彩度色でまとまっていることを考慮しつつ、縮景園の緑に融和する景観を整えるため、基調色については暖色系色相の低彩度色に誘導する基準としています。

地区内には白島通り沿いの商業地も含まれることから、補助色については使用可能範囲を拡げています。

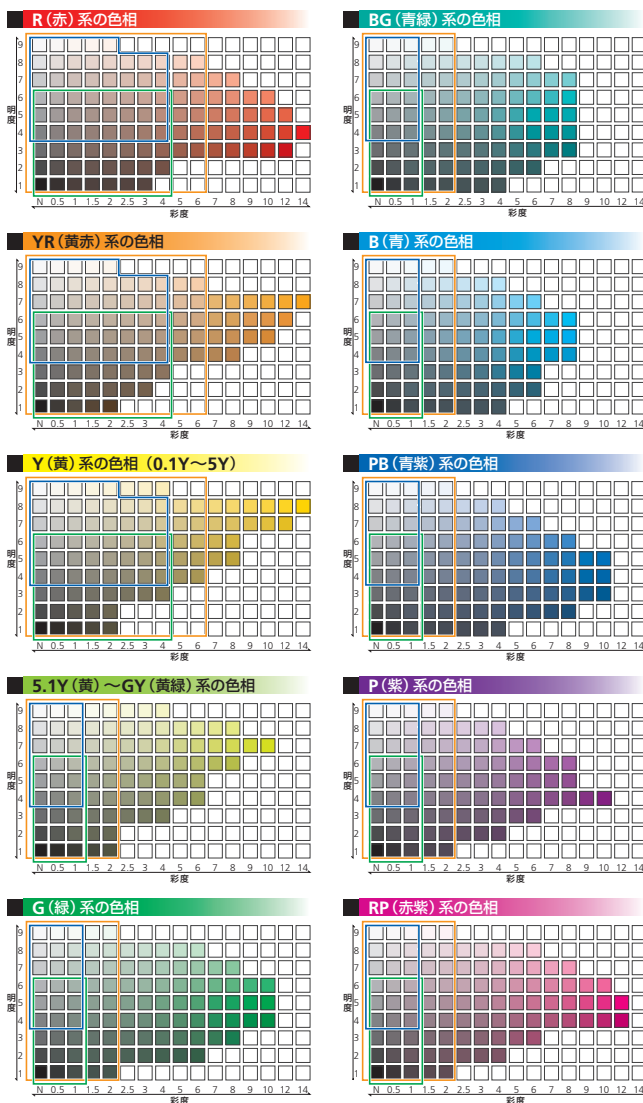
強調色については、使用可能色の範囲は定めていませんが、低層階に限定するとともに縮景園の内部から見えにくい位置で用いるよう配慮してください。

屋根色については、外壁等との調和を考慮した落ち着いた色調とし、特に園内から見える場合は、明度や彩度などを抑え、庭園の見え方を阻害しないよう配慮してください。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR ～ 5Y	8 超	2 以下
			4 以上 8 以下	4 以下
		上記以外	4 以上	1 以下
	補助色	OR ～ 5Y	—	6 以下
		上記以外		2 以下
	強調色	高さ 10m 以下の部分で用いる		
建築物の屋根	屋根色	OR ～ 5Y	6 以下	4 以下
		上記以外		1 以下

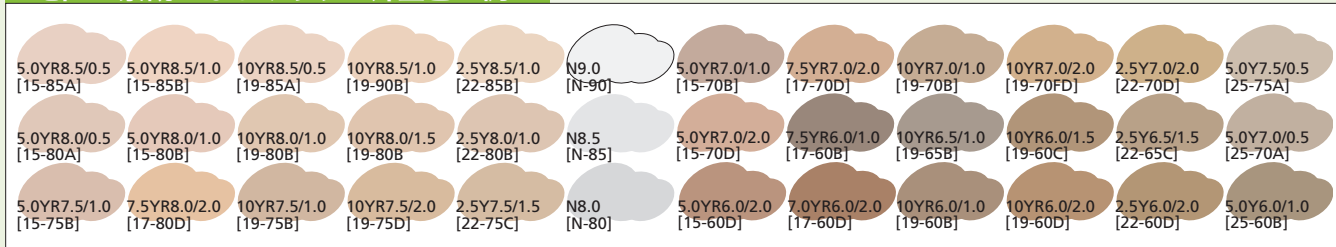
※日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



凡例	
 	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
 	屋根色の使用可能範囲
 	外壁又は外観の補助色の使用可能範囲

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素と隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



不動院周辺地区

色彩の現況と課題

不動院周辺は閑静な住宅地となっており、参道沿いには石垣や庭木などを配した和風の住宅が建ち並んでいます。周辺には洋風の住宅や中低層の集合住宅なども混在していますが、ほとんどの建築物は暖色系の低彩度色を基調としています。

一方、境内からも見える位置に派手な色彩の建築物が立地しており、屋根などに青や緑の派手な色彩を用いた住宅等も見られます。

本地区では、原爆による災禍を逃れた貴重な歴史的資源である不動院からの眺望に配慮するとともに、歴史的な雰囲気を周辺にも広げ、歴史的資源と一体感のある街並みを形成していく必要があります。

目標とする色彩景観

不動院のたたずまいと調和した落ち着いた色彩景観

国宝の金堂をはじめ、数多くの歴史的資源を有する不動院の落ち着いたたたずまいを維持するため、周辺建築物の色彩が過度に主張することがないように調整を図り、不動院から周辺市街地への眺望に配慮した落ち着いた色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

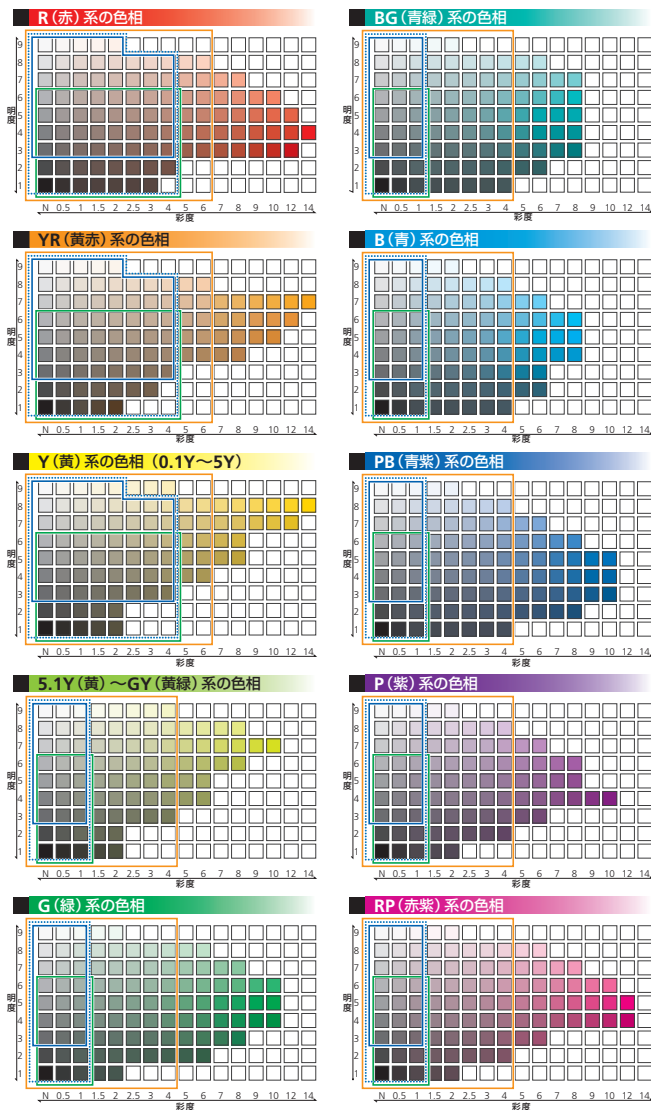
外壁の色彩は、地区内の建築物の現況を考慮するとともに、木材やこけら葺きの屋根など、自然素材で構成される不動院との調和を加味し、暖色系色相の低彩度色を基本としています。また、不動院境内からの眺望に配慮し、圧迫感の強い極端な低明度色や鮮やかな強調色などは、高さ7mを超える位置では使用できない基準としています。

住宅等の屋根の色彩についても不動院の歴史的な雰囲気を害することがないように落ち着いた色調を選択することが大切です。なお、屋根色については、P30 一般区域…田園・山間地の地区の景観になじみやすい屋根色の例などを参照してください。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位			色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	高さ 7 m 超の部分	OR ～ 5Y	8 超	2 以下
				3 以上 8 以下	4 以下
		高さ 7 m 以下の部分	上記以外	3 以上	1 以下
			OR ～ 5Y	8 超	2 以下
	補助色		8 以下	4 以下	
		上記以外	—	1 以下	
		OR ～ 5Y	—	6 以下	
		上記以外	—	4 以下	
強調色	高さ 7 m 以下の部分で用いる				
建築物の屋根	屋根色	OR ～ 5Y	6 以下	4 以下	
		上記以外		1 以下	

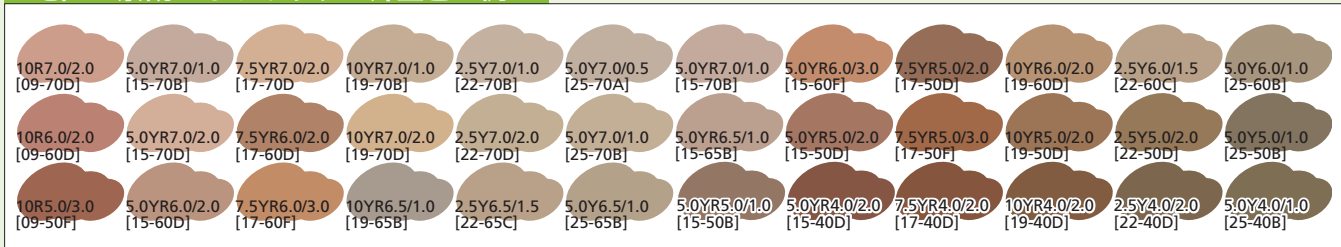
※日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



凡例	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲	外壁又は外観の補助色の使用可能範囲
	高さ7m以下の部分の使用可能範囲	屋根色の使用可能範囲

おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



広島東照宮・國前寺周辺地区

・色彩の現況と課題

広島東照宮や國前寺をはじめとする歴史的建造物等では、木材やいぶし瓦などの自然素材が用いられており、二葉山の自然と一体化した景観が形成されています。

二葉山の斜面には集合住宅等が立地していますが、これらの色彩はおおむね暖色系色相の低彩度色でまっています。

一方、建築物の明度にはやや幅があり、緑豊かな斜面地にあって、周辺から際だつ白色の集合住宅なども見られます。

本地区では、数多くの歴史的建造物等と新しい建築物との調和を図るとともに、二葉山の緑にとけ込む落ち着いた色彩を用いるなど、地区の歴史や自然を生かした景観形成を図ることが必要です。

・目標とする色彩景観

歴史的建造物群や二葉山の緑と調和した風格ある色彩景観

二葉の里歴史の散歩道に沿って点在する数多くの歴史的建造物等の落ち着いた雰囲気や、緑豊かな二葉山の麓に連なる街並みの連続性を考慮し、地区の歴史や自然に調和した風格ある色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

外壁の色彩は、歴史的建造物等と共通性をもち、二葉山の緑にもなじみやすい、暖色系色相の低彩度色を基本としています。また、歴史的社建造物等に対する圧迫感を避けるため、中高層部の色彩には極端な低明度色や鮮やかな強調色などを用いることができない基準としています。

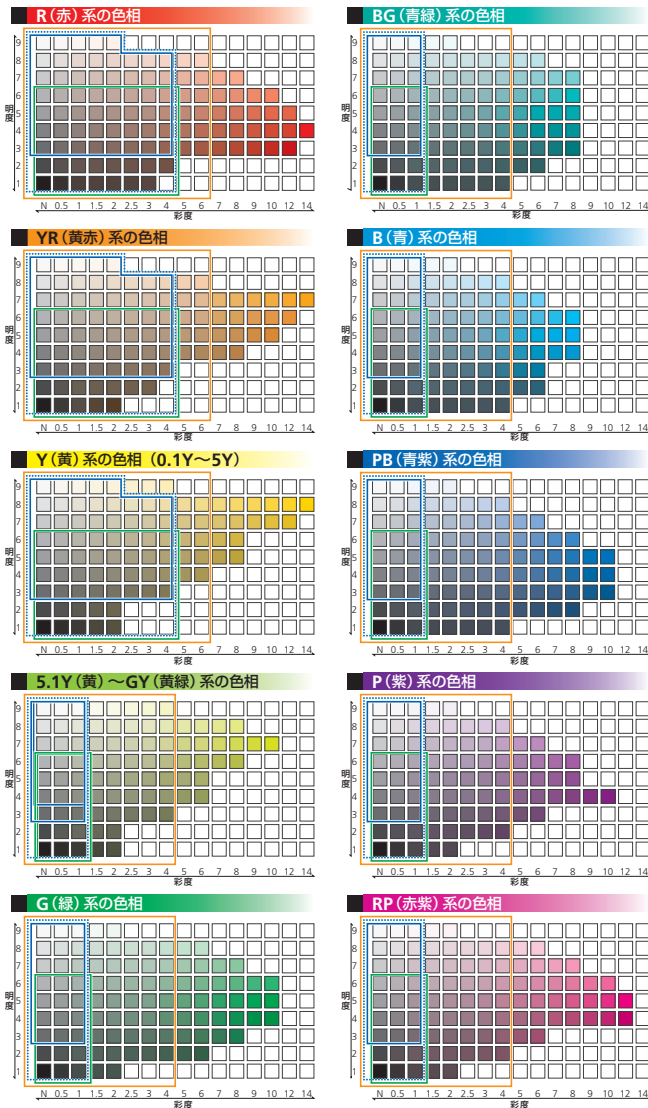
一方、二葉山の緑との調和を図るためには、植物の緑（明度4程度）との対比が大きい白などの高明度色を大面積で用いないようにすることも大切です。

屋根色については、東照宮や國前寺などに用いられているいぶし瓦を中心に、明るさや鮮やかさを抑えた色調を基本とします。P30 一般区域…田園・山間地の地区の景観になじみやすい屋根色の例などを参照してください。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	高さ10m超の部分	OR～5Y 8超 上記以外	2以下 3以上8以下 3以上 1以下
		高さ10m以下の部分	OR～5Y 8超 8以下 上記以外	2以下 2以下 4以下 1以下
	補助色		OR～5Y 上記以外	6以下 4以下
	強調色		高さ10m以下の部分で用いる	
建築物の屋根	屋根色	OR～5Y 上記以外	6以下	4以下 1以下

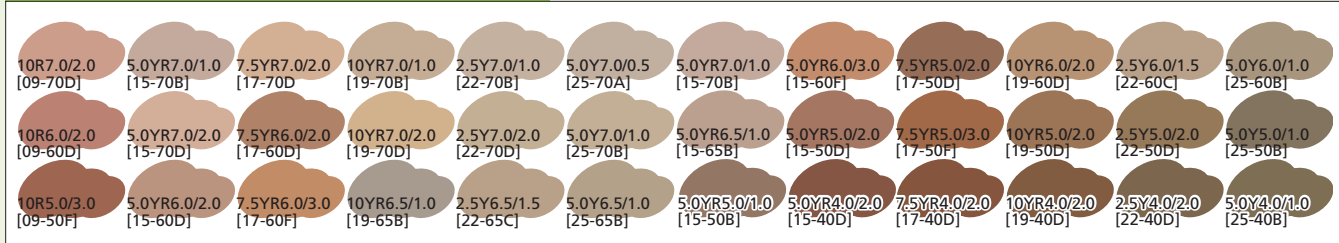
※日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



凡例			
 	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲	 	外壁又外観の補助色の使用可能範囲
 	高さ10m以下の部分の使用可能範囲	 	屋根色の使用可能範囲

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素と隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



広島城・中央公園地区

色彩の現況と課題

本地区では、漆喰や板壁といぶし瓦の屋根を組み合わせた広島城天守閣が景観のシンボルとなっています。

また、中央公園とその周辺には美術館や図書館、体育館、学校などの公共公益施設のほか、高層集合住宅なども多数立地しています。

建築物のデザインは現代的なものが中心ですが、暖色系色相の低彩度色が基調となっており、心休まる落ち着いた雰囲気の様子が形成されています。

今後は、高層集合住宅などの立地が想定される中、城跡や公園の落ち着いた雰囲気を尊重するとともに、シンボルとしての広島城の存在感を阻害しないよう眺望にも配慮した色使いを心がける必要があります。

目標とする色彩景観

多様な施設が調和し広島城が映える色彩景観

広島城天守閣を中心とする城跡のたたずまいを生かすとともに、都心のオアシスとして多様な公共公益施設が集積する中央公園の落ち着きやまとまりを継承した、風格のある色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

外壁の色彩は、無彩色や低彩度色で構成される広島城天守閣や石垣などと調和し、中央公園の緑にとけ込む暖色系色相の低彩度色を基本としています。

外観を特徴づける目的で用いる補助色や強調色はその必要性を精査しながら、色彩表現が過剰にならないよう留意し、特に強調色については低層部に限定して用いてください。

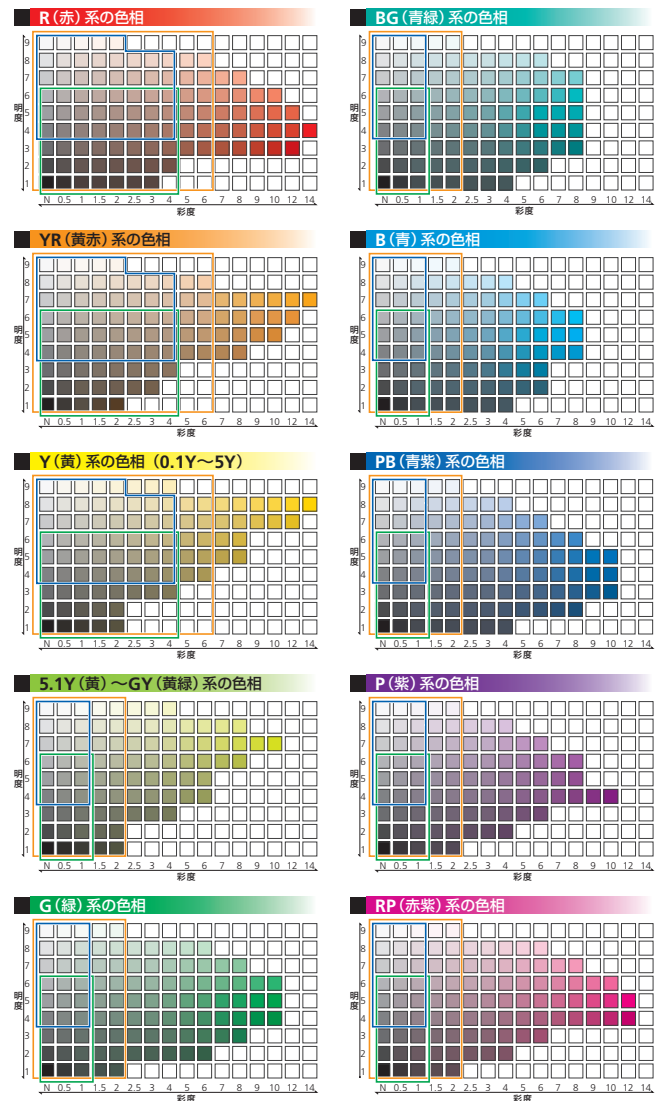
また、周辺の眺望に大きな影響を与える中高層部の色彩は基準範囲の中でも明るく落ち着いた色彩を選定するなど、広島城のシンボル性にも配慮することが大切です。

勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けてください。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR～5Y	8 超	2 以下
			4 以上 8 以下	4 以下
		上記以外	4 以上	1 以下
	補助色	OR～5Y	—	6 以下
		上記以外		2 以下
	強調色	高さ 10m 以下の部分で用いる		
建築物の屋根	屋根色	OR～5Y	6 以下	4 以下
		上記以外		1 以下

※日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



凡例	
	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
	屋根色の使用可能範囲
	外壁又は外観の補助色の使用可能範囲

おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例

5.0YR8.5/0.5 [15-85A]	5.0YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR8.5/1.0 [19-90B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	N9.0 [N-90]	5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/2.0 [19-70FD]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.5/0.5 [25-75A]
5.0YR8.0/0.5 [15-80A]	5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.0/1.5 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	N8.5 [N-85]	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/1.0 [17-60B]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/1.5 [19-60C]	2.5Y6.5/1.5 [22-65C]	5.0Y7.0/0.5 [25-70A]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	N8.0 [N-80]	5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.0YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y6.0/1.0 [25-60B]

※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



リバーフロント地区

・色彩の現況と課題

本地区では、平成 19 年 3 月から「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」に基づく景観協議を実施しており、河川沿いの良好な景観形成を進めています。

本地区は、デルタ市街地を貫流する 6 つの河川沿いに展開し、地区内には商業・業務ビルやマンションのほか、ホテルや工場など多様な用途の建築物が立地しています。

これらのうち、ほとんどの建築物は暖色系の低彩度色や無彩色を基調としています。一部に黄色や青色などの高彩度色を基調とした建築物が見られるほか、建築物の頂部に派手な色彩を用いた例も存在しています。

今後は、地区の足元に広がる水辺の自然に調和する落ち着いた色彩を基調とし、街並みの連続性にも配慮しながら、水の都にふさわしい潤いや安らぎが感じられる景観を整えていく必要があります。

・目標とする色彩景観

水の都ひろしまにふさわしい潤いや安らぎのある色彩景観

美しく整備された河岸緑地の緑に調和するとともに、対岸など遠くまで見通せる空間の特性を生かし遠景の緑や水辺に連続する周囲の建築物との調和、水の都ひろしまにふさわしい潤いや安らぎが感じられる色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

外壁の色彩は、河岸緑地の緑に調和し、開放的な水辺の景観にふさわしい暖色系の低彩度色を基本としています。

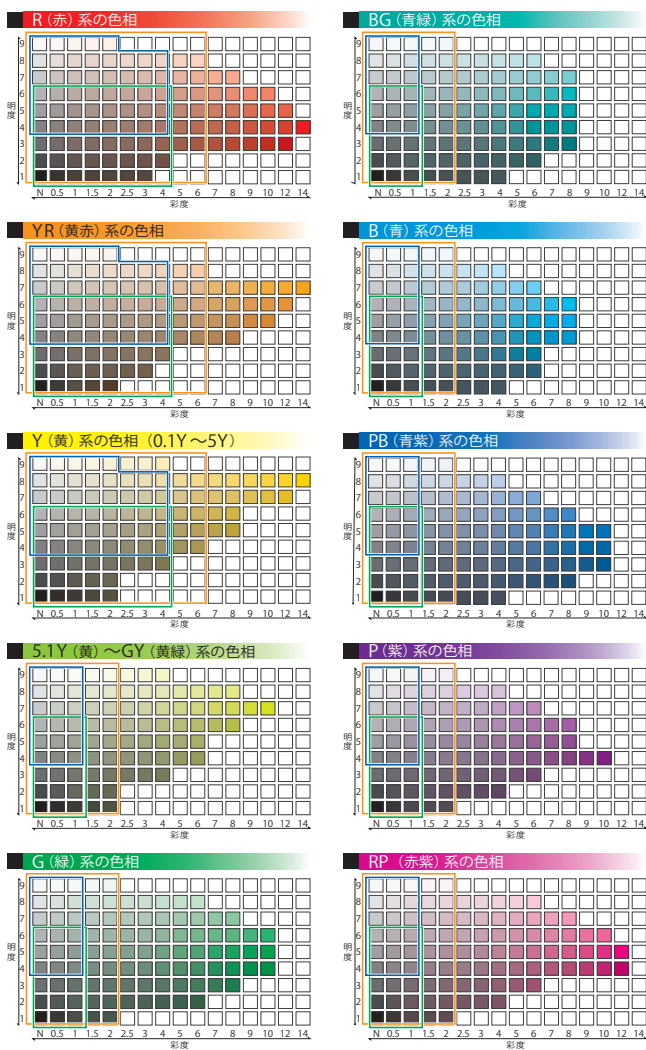
本地区では、緑地や橋りょう等から眺める街並みの魅力を高めるため、河川に面する建築物等については補助色や強調色の制限を行っています。これらの建築物では派手な色彩を避けるとともに、小面積で用いる強調色にも河岸緑地の緑に隠れる低層階で用いるなど、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮した色使いが求められます。

勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けてください。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位			色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色		0R～5Y	8 超	2 以下
				4 以上 8 以下	4 以下
			上記以外	4 以上	1 以下
	補助色	主な河川に面 する部分	0R～5Y	—	6 以下
			上記以外		2 以下
		主な河川に面 する部分以外	できるだけ低層階で用いる		
	強調色	主な河川に面 する部分	高さ 10m 以下の部分で用いる		
		主な河川に面 する部分以外	できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6 以下	4 以下	
		上記以外		1 以下	

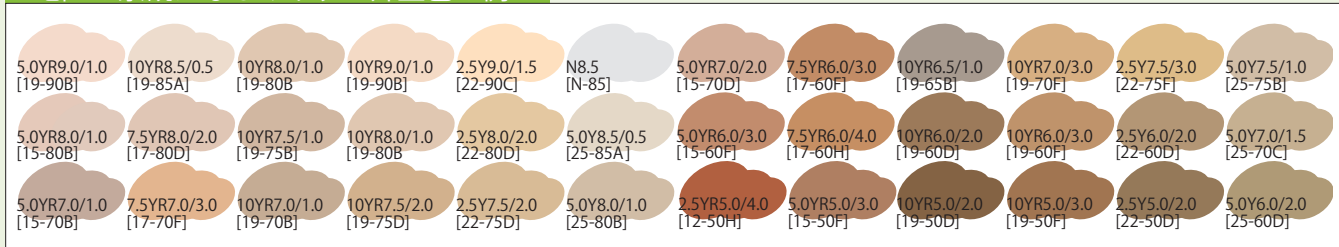
※日よけ、雨よけ等及び橋りょうを除く



凡例	
 	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
 	屋根色の使用可能範囲
 	外壁又は外観の補助色の使用可能範囲 (主な河川に面する部分)

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素と隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



シーフロント地区

色彩の現況と課題

本地区には、自動車から食品まで多様な産業に対応した工場や倉庫、水処理施設や清掃工場などの公共施設等が集積しており、市内でも特徴的な産業景観が形成されています。これらの色彩は高明度・低彩度色が中心となっており、海辺にふさわしい明るく開放的な色彩が基調となっています。

一方、タンクなどの工作物や一部のアミューズメント施設等には鮮やかな色彩が用いられており、これらの中には開けた眺望景観の中で突出した印象を与えるものも含まれます。

今後は、海辺の開放感や爽やかさを意識した色使いを基本とするとともに、活力を表現する鮮やかな色彩については、小さな面積のポイントとして用いるなど、表現のバランスに考慮した色使いを心がける必要があります。

目標とする色彩景観

海辺の開放感や活力が感じられる色彩景観

海辺の開放感や爽やかさが感じられるとともに、地区内に立地する産業施設、アミューズメント施設などの機能を生かした活力が感じられる色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

白やライトグレーなどの高明度・低彩度色が基本となっている現況の景観を生かし、海辺にふさわしい開放感を創出していくために、低彩度色に誘導する基準としています。また、本地区には淡い色調の緑系、青系などの色相を基調とした建築物等も比較的多いことから、他地区と比較するとこれらの寒色系色相の選択肢を拡げています。

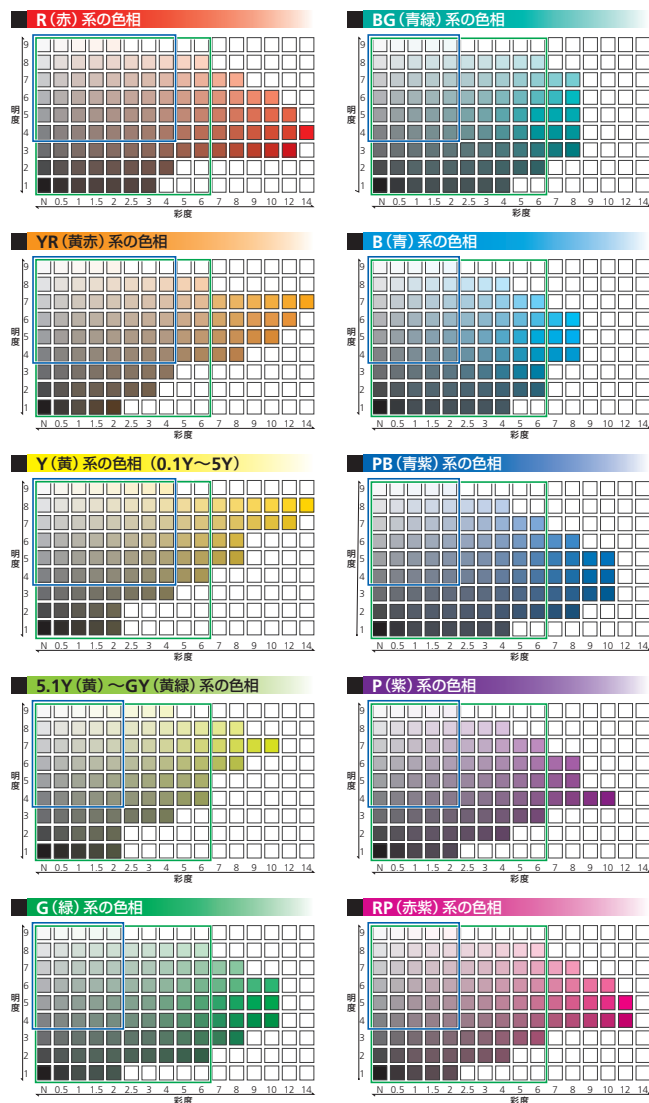
一方、本地区の特徴である明るさや爽やかさを洗練させていくためには、使用可能範囲の中でもより明るい色調を選択するなどの配慮も必要です。

屋根色については現況の多様性を加味し、比較的緩やかな色彩制限としていますが、赤や黄色、青色の原色などの派手な色彩を用いることは避けてください。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR～5Y	4以上	4以下
	補助色 強調色	上記以外	4以上	2以下
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下

※日よけ、雨よけ等及び橋りょうを除く



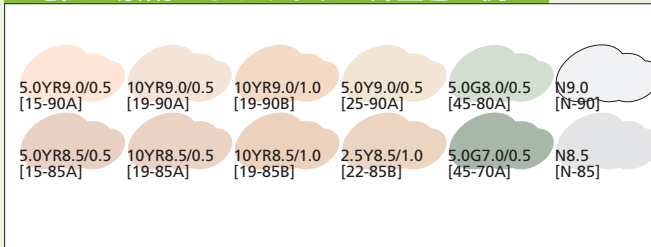
凡例

外壁又は外観の基調色の使用可能範囲

屋根色の使用可能範囲

おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例



緑豊かな丘陵地などに面する敷地



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



西風新都地区

・色彩の現況と課題

本地区では、平成7年1月から、「西風新都アーバンデザイン推進要綱」に基づく景観協議を実施しており、市民・事業者・行政の協力によって快適で魅力ある景観形成を進めています。

地区の中心となっている大塚業務地区には、超高層マンションをはじめ特徴的なデザインの集合住宅など住商が一体となった街並みが形成されています。

また、地区内には工場や物流施設などが集積する地区もあり、こうした地区では高明度・低彩度色を中心とした先進的な印象の建築物が多く見られます。

学研地区には、広島市立大学などが立地しており、学校ごとに特徴ある色使いが見られます。

施設用途は多様ですが、全般には暖色系色相の中低彩度色が中心であり、丘陵地の緑から突出するような派手な建築物はごく少数に限られています。

・目標とする色彩景観

豊かな緑と調和した潤いある都市拠点としての色彩景観

緑豊かな丘陵地との調和を図りながら、多様な施設用途の建築物がそれぞれにふさわしい色使いを行い、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いが感じられる色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

本地区では、多様な施設用途に対応するために比較的緩やかな色彩制限を行っています。

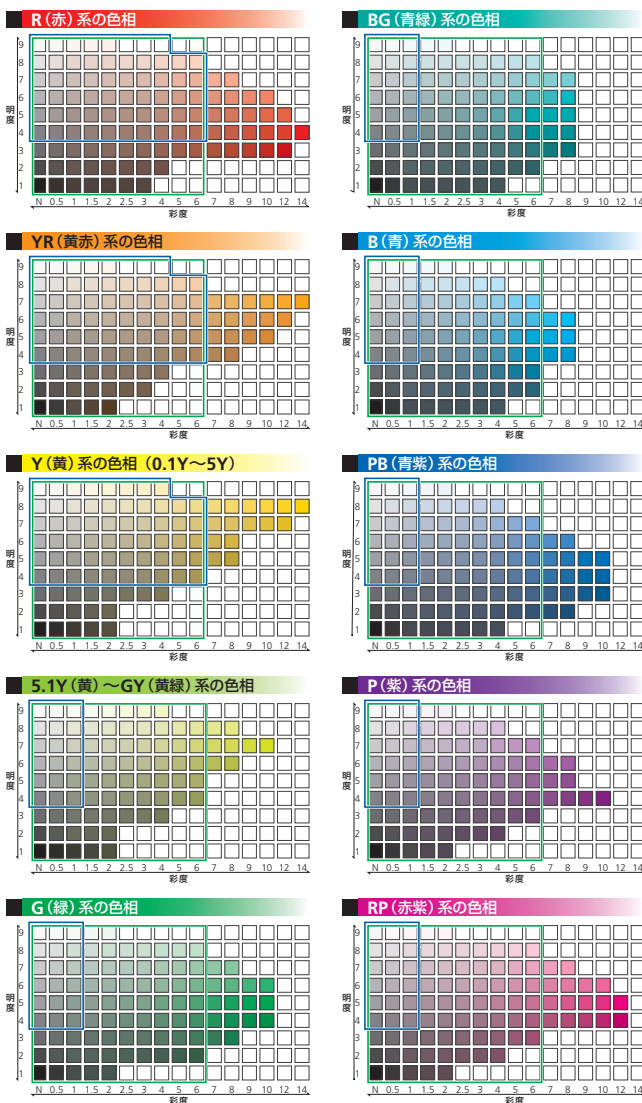
個々の特性を生かした個性的な色彩表現を可能としています。地区の景観の基盤となっている豊かな緑との調和を考慮するとともに、街区や沿道のまとまりにも配慮し、周囲から突出するような独善的な色使いは避けてください。

屋根色についても、比較的緩やかな制限としていますが、生きた植物の緑（彩度6程度）よりも鮮やかな色彩とならないよう、深みのある落ち着いた色使いを検討してください。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物 [※] の外観	基調色	OR～5Y	8超
		4以上8以下	4以下
	上記以外	4以上	6以下
	補助色 強調色	できるだけ低層階で用いる	
建築物の屋根	屋根色	—	—
			6以下

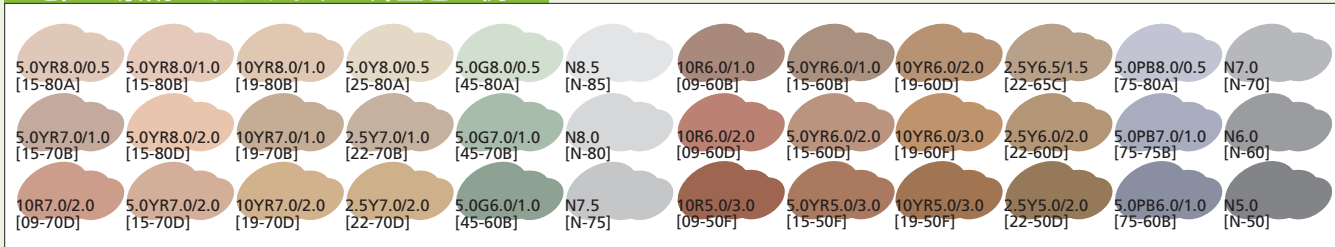
※日よけ、雨よけ等を除く



凡例	
	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
	屋根色の使用可能範囲

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素と隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



広島駅新幹線口地区

・色彩の現況と課題

本地区では、若草町の市街地再開発事業及び二葉の里地区における大規模な土地区画整理事業が完了し、若草町の新しい店舗や集合住宅は白を基調とした明るく爽やかな外観でまとめられています。

二葉の里地区では、病院や大型店舗、商業・業務ビルなど施設用途が多岐にわたることからそれらの調和が期待されるところです。

また、本地区は二葉山を間近に控えた立地であることから、二葉山の自然や歴史とも調和し、風格を感じさせる色使いが必要です。

・目標とする色彩景観

二葉山の緑が映え
新しい都市拠点としての品格が感じられる色彩景観

二葉山の緑が色鮮やかに映えるとともに、二葉の里の歴史的なたたずまいと今後整備される新たな都市機能が調和した品格のある色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

外壁の色彩は、広島市の陸の玄関にふさわしい品格ある雰囲気形成するとともに、背景の二葉山とも調和しやすい、暖色系色相の低彩度色を中心としています。また、駅前の景観に圧迫感を与えないよう、極端な低明度色は用いることができない基準としています。（ただし、二葉の里歴史の散歩道に面し、かつ高さ10m以下の部分を除きます。）

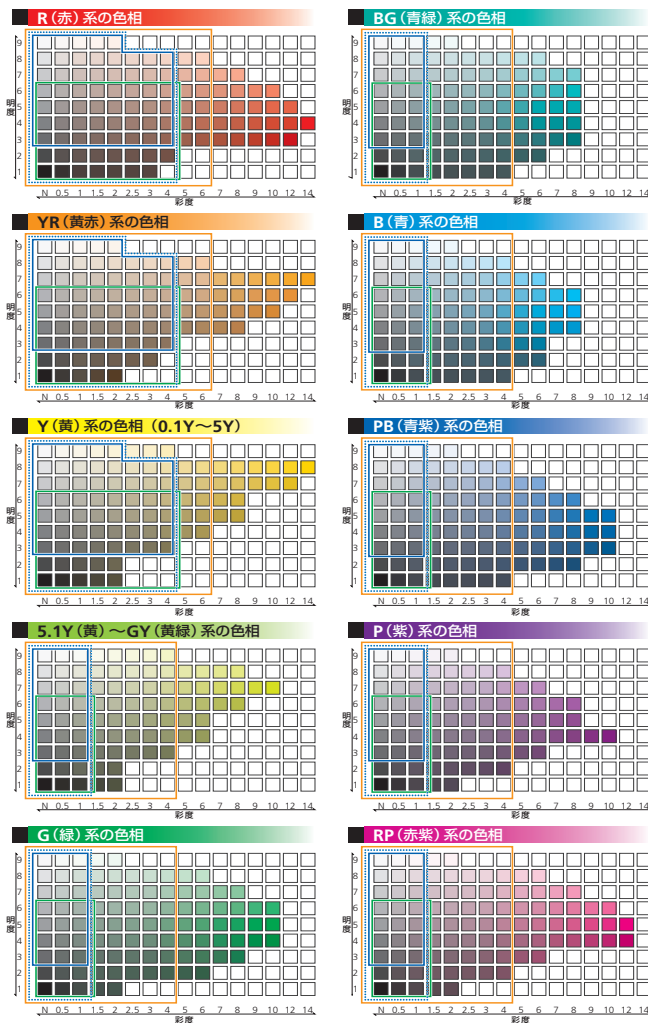
補助色については、華やかな印象の中彩度色まで用いることができますが、できるだけ高層階での使用は避け、来訪者の目に入りやすい低層階で用いるようにしてください。

勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けてください。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR～5Y	8超	2以下
		上記以外	3以上8以下	4以下
	高さ10m以下の部分 (二葉の里歴史の散歩道に面する部分に限る)	OR～5Y	8超	2以下
		上記以外	8以下	4以下
	補助色	OR～5Y	—	1以下
		上記以外	—	4以下
建築物の屋根	屋根色	高さ10m以下の位置で用いる		
		できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	OR～5Y	6以下	4以下
		上記以外	—	1以下

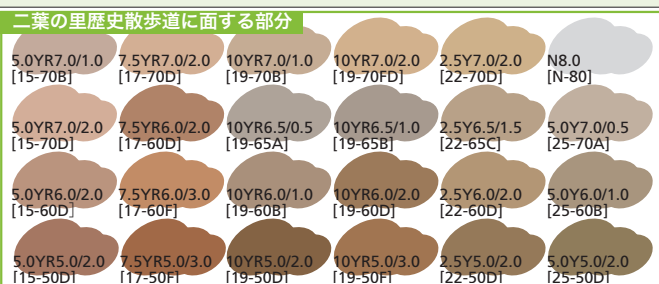
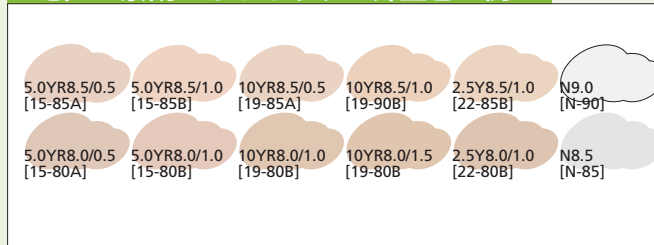
※日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



凡例			
	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲		外壁又は外観の補助色の使用可能範囲
	高さ10m以下の部分の使用可能範囲 二葉の里歴史の散歩道に面する部分に限る		屋根色の使用可能範囲

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



広島駅南口地区

・色彩の現況と課題

本地区では、広島駅南口Bブロック、Cブロック市街地再開発事業が実施されており、これまでの駅前の様相が大きく変化しようとしています。

既存のデパートや商業ビルについては、白やオフホワイト、ベージュなどの色彩が中心となっており、高明度・低彩度色を中心とした明るい雰囲気の前景観が形成されています。

今後は、こうした既存施設と新しい施設の調和をはかり、広島の陸の玄関としてのイメージの共有化を進め、市民や来訪者が楽しく集うことのできる地区とするため色彩景観を整えていく必要があります。

・目標とする色彩景観

新しい都市機能との調和が感じられる
広島の陸の玄関にふさわしい色彩景観

既存の商業施設等と駅前の再開発や駅前広場の再整備によって新たに生み出される都市機能との調和を図り、広島の陸の玄関にふさわしい、にぎわいや楽しさの感じられる色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

駅前の商業地であり、店舗や業務ビル、集合住宅など多様な施設が立地することから、比較的緩やかな色彩制限を行っています。

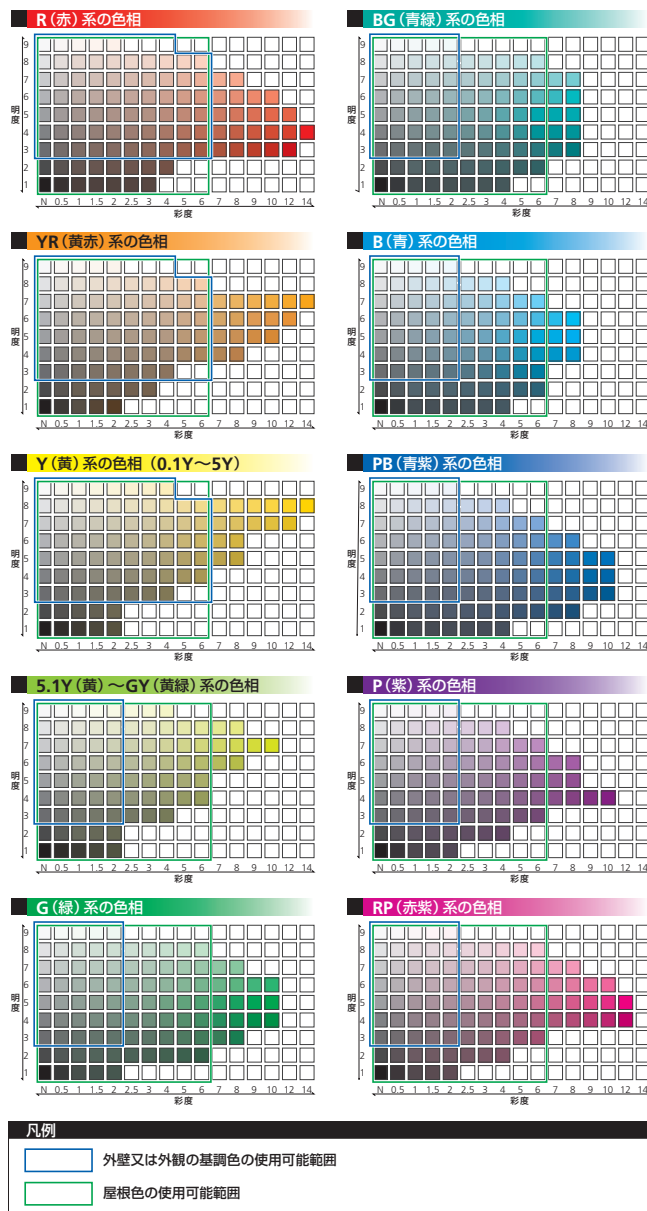
現況の商業施設等は比較的明るいものが多く、暖色系色相が中心であること、隣接する広島市民球場周辺地区との連続性が期待されることなどを踏まえ、これらと極端な対比を生まないように配慮することが大切です。

なお、リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘主な河川に面する部分’においては、リバーフロント地区の色彩基準も満たすよう計画してください(P19 参照)。

・建築物等の色彩基準

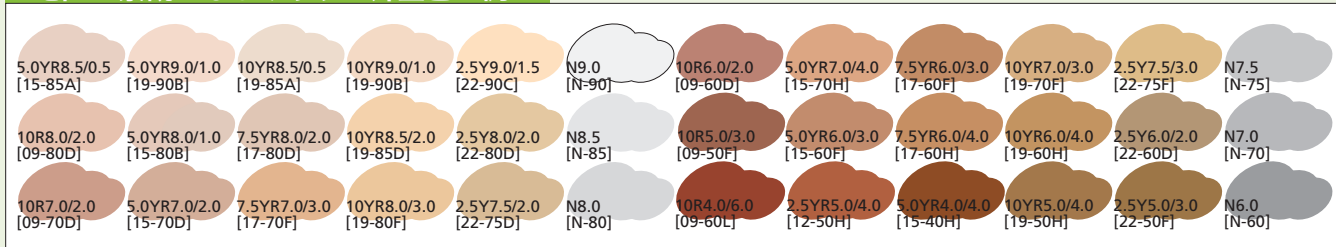
基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR～5Y	8 超	4 以下
			3 以上 8 以下	6 以下
		上記以外	3 以上	2 以下
補助色 強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	—	—	6 以下

※日よけ、雨よけ等及び橋りょうを除く



おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。

広島市民球場周辺地区



色彩の現況と課題

本地区では、平成 21 年春に地区のシンボルとなる広島市民球場が完成し、球場を中心とする新しいまちづくりが進んでいます。

球場は広島東洋カープ球団のイメージカラーである赤系の色彩（7.5R3.0/6.0 など）を基調とした特徴的な外観でデザインされており、広島駅から球場を結ぶプロムナード沿いにもこうした色使いを意識した店舗等が見られます。

また、球場の周辺では大型商業施設等がオープンするなど新たな都市機能が整備されつつあり、今後こうした新しい機能と、特徴ある球場等の色彩の調和を図る必要があります。

目標とする色彩景観

広島市民球場と周辺施設の調和が感じられる
活力とにぎわいのある色彩景観

広島市民球場周辺地区では、赤系の色彩を基調に地区のシンボルとなっている球場との一体感や広島駅から球場に至るプロムナードの連続性が感じられる、活力とにぎわいのある色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

本地区には、赤系の色彩を基調とした広島市民球場のほか、多くの人が集まる商業施設など新しい都市機能が立地することから、色彩については比較的緩やかな制限を行っています。

本地区に多く見られる赤系などの暖色系色相では、華やかさのある中彩度色を基調とすることも可能です。

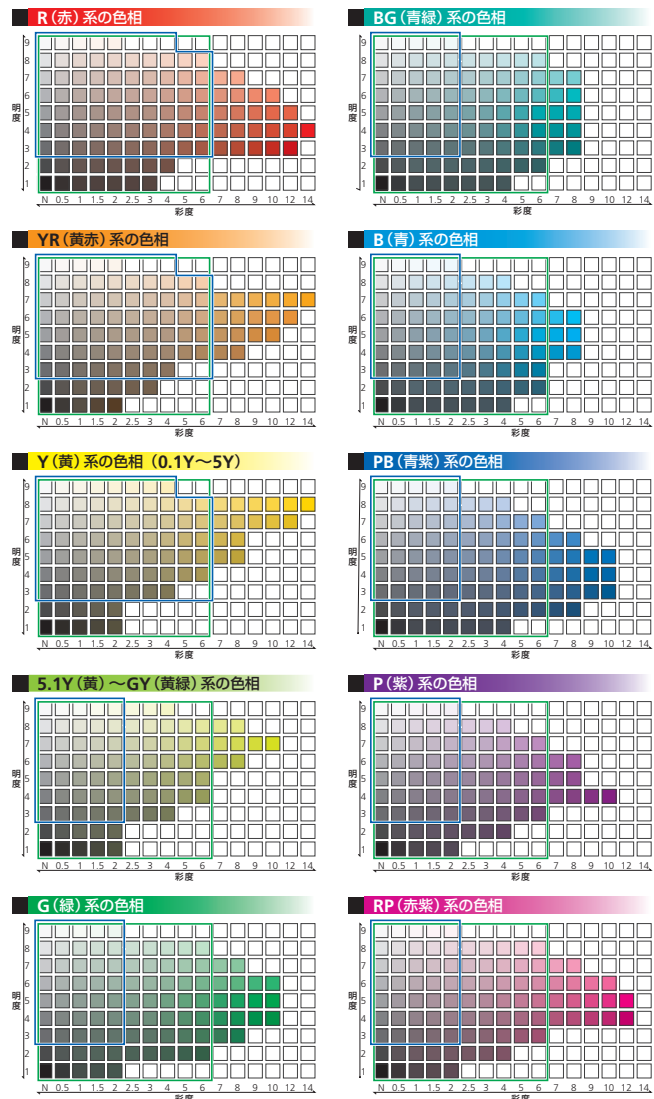
一方、地区のシンボルである球場が映える景観とするためには、周辺施設の色彩は一段抑えるなど、統一感や一体感の中にも緩急のきいた街並みとすることが大切です。

屋根についても、比較的多様な色彩を選択することが可能ですが、球場の赤色から大きくかけ離れた色相を用いることなどは避けるようにしましょう。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR ~ 5Y	8 超	4 以下
		上記以外	3 以上 8 以下	6 以下
	補助色・ 強調色	できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	—	—	6 以下

※日よけ、雨よけ等を除く



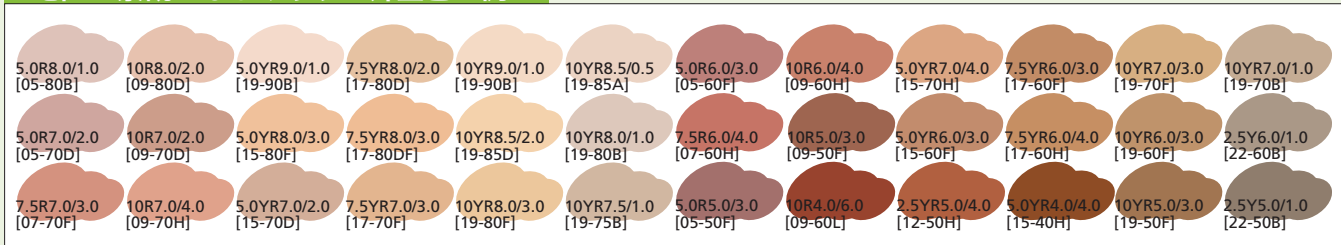
凡例

外壁又は外観の基調色の使用可能範囲

屋根色の使用可能範囲

おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。

都心幹線道路沿道地区

・色彩の現況と課題

本地区は、相生通り、鯉城通り、白島通り、中央通り、駅前通りの5区間から構成されており、沿道には商業・業務系施設を中心に集合住宅や行政庁舎などが立地しています。

相生通りをはじめ、全般ににぎわいのある地域となっており、建築物の基調色については暖色系色相の低彩度色や無彩色が大多数を占めるなど、洗練された都心らしい色使いが基本になっています。

また、デパートやテナントビルなどでは、低層部をショールームとしていたり、落ち着いた色調のテントを設置するなど、単に派手さを競うだけでなく、にぎわいの中にも洗練された色使いが数多く見られます。

・目標とする色彩景観

都心にふさわしい風格と
低層部のにぎわいが連続する色彩景観

多くの来訪者が行き交う都心の目抜き通りにふさわしい風格とにぎわいを両立するために、沿道の景観を歩行者の目線で捉え、中高層部の落ち着きと低層部の華やかさが感じられる色彩景観を形成します。

・色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

広島市を代表する商業・業務地であり、一定のにぎわいが期待される地区であることから、色彩については比較的緩やかな制限を行っています。

一方、現況のほとんどの建築物はその基調色が色彩基準の中に収まっていますが、現況を維持するだけでなく、より洗練された街並みを形成するためには、使用可能範囲の中でもより落ち着いた色彩を基調とし、近隣施設の色彩調和を意識するなどの配慮も必要です。

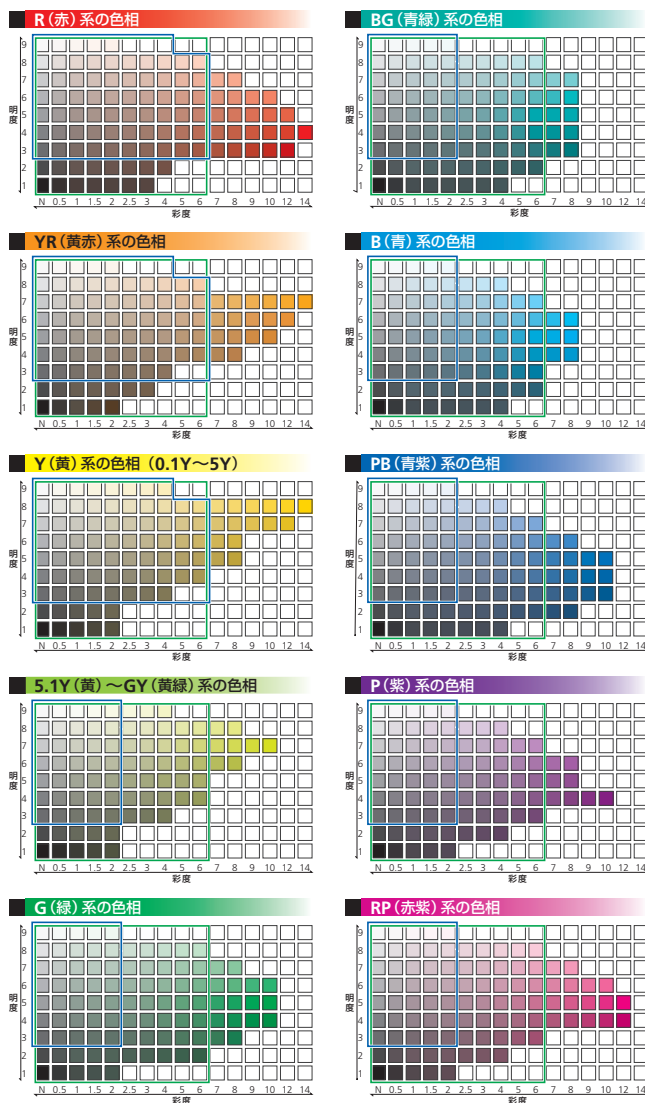
また、個性的な色彩は歩行者の目線に近い低層部で効果的に用い、必要以上に景観を混乱させないように配慮することも大切です。

なお、リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘主な河川に面する部分’においては、リバーフロント地区の色彩基準を満たすよう計画してください(P19 参照)。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物 [※] の外観	基調色	OR～5Y	8超	4以下
		上記以外	3以上8以下	6以下
	補助色・ 強調色	できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下

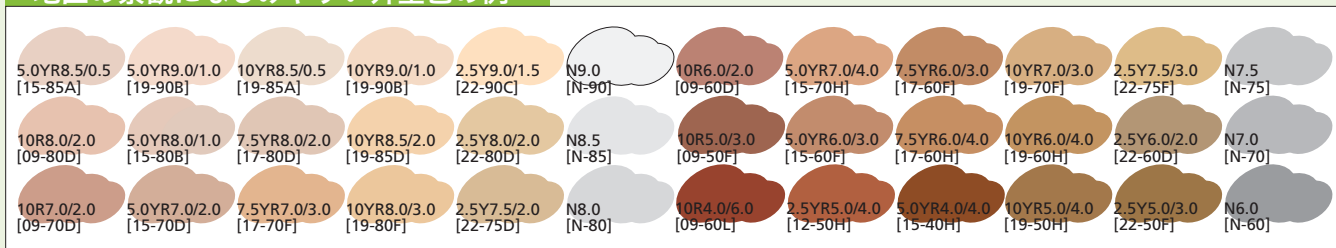
※日よけ、雨よけ等及び橋りょうを除く



凡例	
	外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
	屋根色の使用可能範囲

おすすめ

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



※周辺の景観要素と隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



宇品みなと地区

色彩の現況と課題

本地区には、広島海の玄関である広島港宇品旅客ターミナルが位置し、広島電鉄の起点である広島港駅とともに、多くの来訪者が訪れる結節点となっています。同旅客ターミナルの色彩は金属板のシルバーとレンガ色を基調とした素材色を生かした配色となっています。

また、宇品中央地区ではかつての上屋の用途転換が進み、白やライトグレーを基調とした洗練された外観の飲食・物販店が軒を連ねています。

地区内には広島みなと公園や宇品波止場公園など広がりのある公園も整備されており、こうしたゆとりある水辺の雰囲気を大切に、明るく開放的な色使いを基本とすることが必要です。

目標とする色彩景観

広島海の玄関にふさわしい明るく開放的な色彩景観

瀬戸内海の海上旅客交通の拠点となっている広島港宇品旅客ターミナルや客船上からの眺望に配慮し、広島海の玄関にふさわしい明るく開放的な色彩景観を形成します。

色彩基準の設定意図と色彩選択の留意点

広島港宇品旅客ターミナルなどの公共公益施設のほか、集合住宅や大型店舗などの立地が想定される地区であることから、色彩については比較的緩やかな制限を行っています。

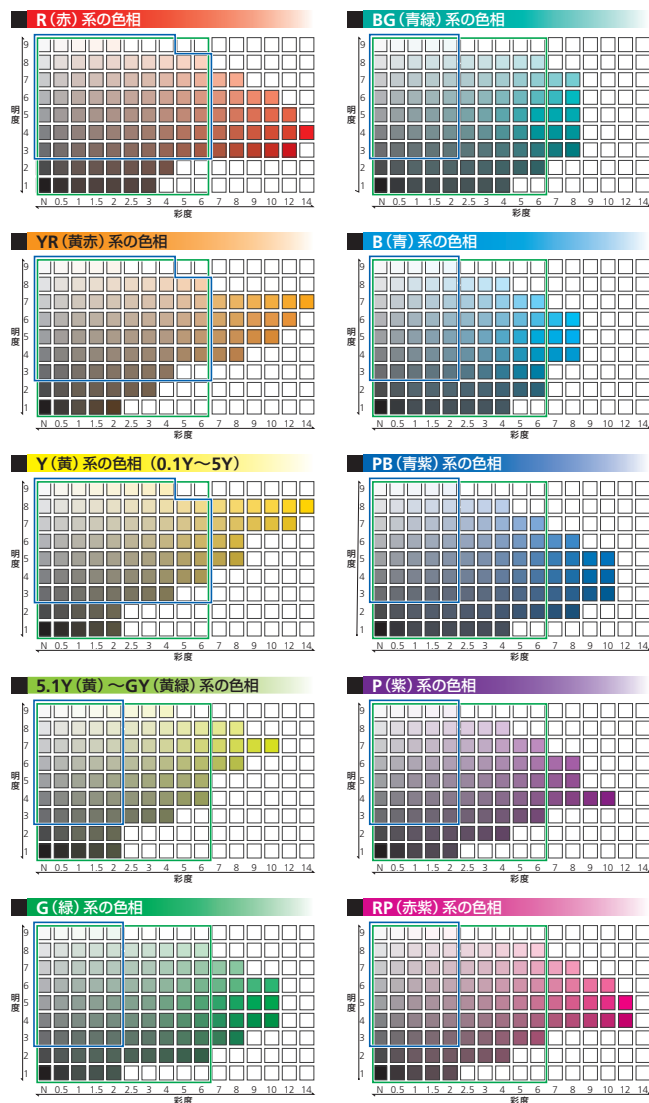
一方、本地区は水辺の最前線に位置し、明るく開放的な水辺景観の形成が期待されることから、現況の色彩も明るめのものが多く、使用可能範囲の中でも、より明るく彩度を抑えた白やライトグレーなどの色彩がなじみやすいといえます。

なお、リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で「港湾に面する部分」においては、シーフロント地区の色彩基準も満たすよう計画してください（P20 参照）。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物*の外観	基調色	OR ~ 5Y	8 超	4 以下
			3 以上 8 以下	6 以下
	補助色・ 強調色	上記以外	3 以上	2 以下
建築物の屋根	屋根色	—	—	6 以下

※日よけ、雨よけ等を除く



凡例
 外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
 屋根色の使用可能範囲

おすすめ

地区の景観になじみやすい外壁色の例

5.0YR9.0/0.5 [15-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5.0Y9.0/0.5 [25-90A]	5.0G8.0/0.5 [45-80A]	N9.5 [N-95]	5.0YR7.5/0.5 [15-75A]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]	5.0PB8.0/0.5 [75-80A]	N8.0 [N-80]
5.0YR8.5/0.5 [15-85A]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR9.0/1.0 [19-90A]	5.0Y8.5/0.5 [25-85A]	5.0G7.0/0.5 [45-70A]	N9.0 [N-90]	5.0YR7.5/1.0 [15-70B]	7.5YR7.0/3.0 [17-70F]	10YR7.5/1.0 [19-70B]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0PB7.5/0.5 [75-75A]	N7.5 [N-75]
5.0YR8.0/0.5 [15-80A]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0G7.0/1.0 [45-70B]	N8.5 [N-85]	5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	7.5YR6.0/1.0 [17-60B]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	5.0PB7.0/1.0 [75-70B]	N7.0 [N-70]

※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。



一般区域…住宅地

・色彩の現況と課題

市内にはデルタ市街地のほか、JR 可部線、芸備線やアストラムラインに沿って多様な住宅地が存在しています。これらの中には地区計画制度や建築協定などにより、良好な景観の維持に努めている区域も多く、色彩については、暖色系色相の低彩度色を中心に、暖かく落ち着いた雰囲気の色相の色彩景観が形成されています。現況では、一部に赤や黄色等の原色を基調とするなど、周辺から突出するような住宅も混在していますが、住宅地においては、個々の建築物の適度な個性の中にも周辺との協調による落ち着きやまとまりの表現が大切であることから、過度な主張を避け、周囲になじむ色彩を基本にしながら、居心地がよく永く飽きがこない景観を形成することが必要です。

・目標とする色彩景観

暖かく落ち着いた雰囲気が感じられる色彩景観

現況でも多く用いられている暖色系色相の低彩度色を基本とし、街並みの連続性や住宅地としてのまとまり、個性などに配慮しながら、庭木などの緑が映え、居心地がよく心安らぐ色彩景観を形成します。

・建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物の外観	基調色	OR～5Y	8 超	4 以下
			8 以下	6 以下
	補助色・ 強調色	上記以外	—	2 以下
建築物の屋根	屋根色	—	—	6 以下

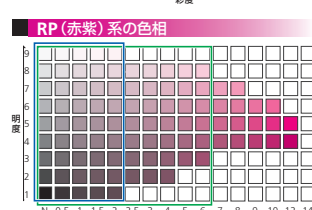
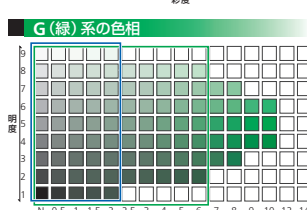
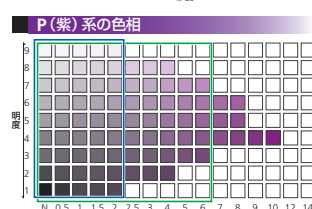
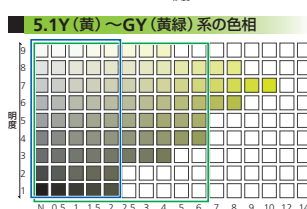
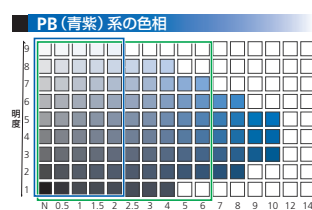
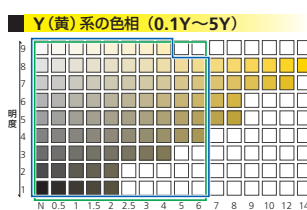
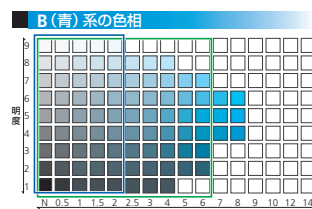
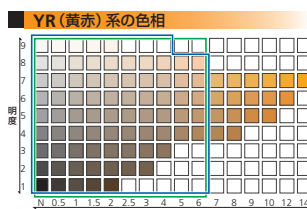
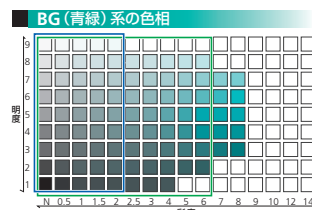
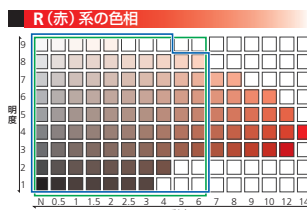
おすすめ

・地区の景観になじみやすい色彩例の選定意図

外壁色については、住宅の色彩として多用されている暖色系色相の低彩度色のうち、塗料だけでなくサイディング材やタイルなど、多様な材料で選択肢が多い、比較的明るい色調を中心に選定しています。周辺の状況を確認しながら、明度や彩度を揃えていくと連続性が感じられる落ち着いた街並みが形成されます。

屋根色については、住宅用の屋根材に用いられる瓦や化粧スレート、金属板などの標準的な色彩の中から、外壁色との取り合わせを考慮した色彩を選定しています。

外壁と屋根の組合せのほか、外壁に複数の色彩を組み合わせでしゃれた雰囲気を創出することもできますので、街並み全体の雰囲気を大切にしながら、個々の色彩選定を楽しんでください。



凡例

- 外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
- 屋根色の使用可能範囲

・地区の景観になじみやすい外壁色の例



・地区の景観になじみやすい屋根色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。

一般区域…商業地

色彩の現況と課題

駅周辺や幹線道路の沿道には、商業・業務ビルや店舗等が集積した、にぎわいのある街並みが形成されています。こうした区域の中には一見してけばけばしい雰囲気を感じられる場所もありますが、建築物の基調色については落ち着いたものが多く、原色を基調とするような派手な建築物はごく一部に過ぎません。

また、強調色や屋外広告物の色使いを整えることにより、洗練されたおしゃれな街並みの形成が期待できる地区も多く、立地する建築物のスケールやデザインなどを考慮しながら適切な色使いを行うことにより、建築物単体の個性だけでなく、街並みとしての特徴を形成していく必要があります。

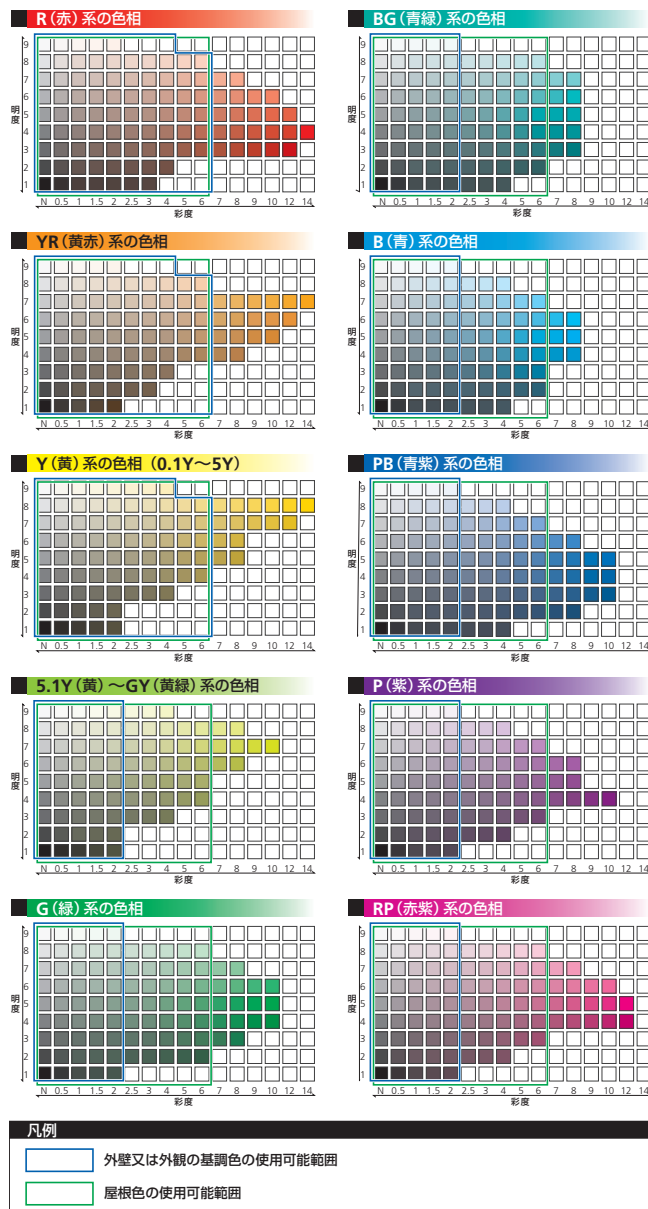
目標とする色彩景観

にぎわいの中にも品格が感じられる色彩景観

人々が集い交流するにぎわいの中にも、秩序や節度が感じられる色使いにより品格を保ち、多くの事業者が協力しながら、市民や来訪者が安心して集うことのできる色彩景観を形成します。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物の外観	基調色	OR～5Y	8超
		8以下	6以下
	上記以外	—	2以下
建築物の屋根	補助色・ 強調色	できるだけ低層階で用いる	
		屋根色	—
建築物の屋根	屋根色	—	6以下



地区の景観になじみやすい外壁色の例



地区の景観になじみやすい屋根色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。

おすすめ

地区の景観になじみやすい色彩例の選定意図

外壁色については、にぎわいの創出が期待される商業地にふさわしい華やかな色彩や明るく楽しい印象の色彩を中心に選定しています。また、来訪者を温かく迎える暖色系色相を中心に、多様な表現に対応できるよう明度や彩度の選択肢を拡げています。

なお、商業ビルなどは陸屋根のものが多く、外壁の色彩選定が中心になりますが、道路沿いなどでは勾配屋根を用いた店舗も数多く見られることから屋根色についても例示しています。



一般区域…工業地

色彩の現況と課題

本市では海沿い（シーフロント地区）や西風新都（西風新都地区）などに工業地が集積していますが、これらの他にも、山陽自動車道や国道に沿った利便性の高い地域に工業団地等が点在しています。

現況の工業地は、白やグレーなどの明るく落ち着いた色彩が基本になっており、清新な印象の景観が形成されています。

一方、工場や倉庫等の建築物は、一般に規模が大きく、単調な箱型の形態となりやすいことから、こうした建物特有の威圧感を軽減するために、複数色を組み合わせることで分節化したり、補助色や強調色の適切な使用により、外観に親しみやすさを創出していくことが必要です。

目標とする色彩景観

清潔で活力が感じられる色彩景観

現況の明るく落ち着いた色彩を基調としながら、景観のまとまりを創出していくとともに、色彩を生かした外観の分節化などにより圧迫感が少なく親しみが感じられる色彩景観を形成します。

建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物の外観	基調色	OR～5Y	8超	4以下
			8以下	6以下
	補助色・ 強調色	上記以外	—	2以下
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下

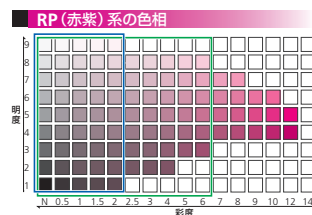
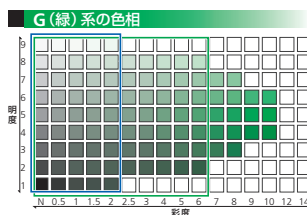
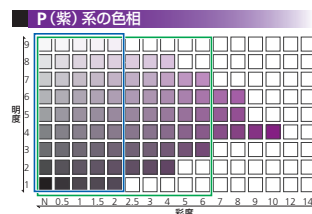
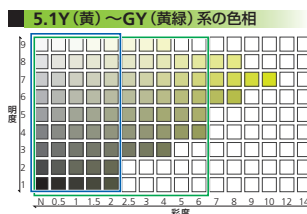
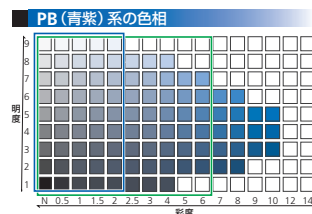
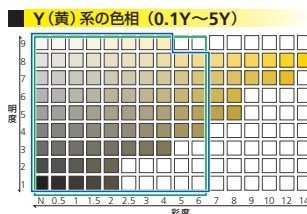
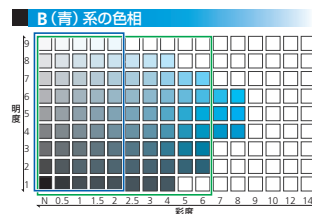
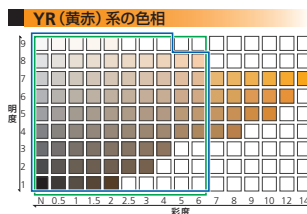
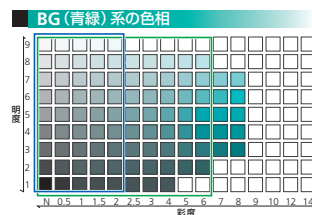
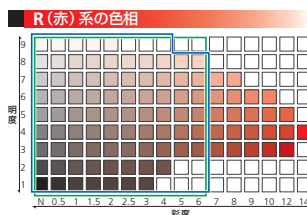
おすすめ

地区の景観になじみやすい色彩例の選定意図

外壁色については、現況の工業地で多く用いられている明るい低彩度色を中心に選定しています。他の地域は暖色系色相や無彩色が中心ですが、工業地では青系や緑系の低彩度色（クールグレー）を基調とした新しさや清潔感の表現も考えられることから、色相の幅を広げています。

なお、一般区域の工業地は緑豊かな谷筋に位置すること多いことから、こうした場所では周囲の緑との調和も加味し、過度に明るい色調を基調としないなどの配慮も必要です。

また、勾配屋根に落ち着いた色調を用いることにより、周囲の緑との調和を図ることも可能です。



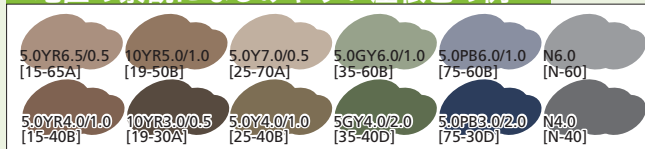
凡例

- 外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
- 屋根色の使用可能範囲

地区の景観になじみやすい外壁色の例



地区の景観になじみやすい屋根色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。

一般区域…田園・山間地



色彩の現況と課題

本市の山間地には湯来温泉や湯の山温泉など歴史ある保養地が立地するほか、中国山地につながる棚田の田園風景なども残されています。また、農地を活用した都市住民との交流活動なども進められており、身近な自然を感じることができる貴重な空間となっています。

これらの地域に立地する建築物は、和風の意匠が中心で、色彩も地場の伝統的な建材の落ち着いた色調が基本となっています。

景観の基調である豊かな自然の色彩がいつそう色濃く感じられるよう、人工物の色彩は周囲になじむ低彩度色を基本とすることが必要です。

目標とする色彩景観

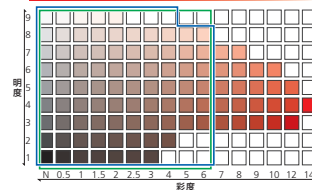
豊かな緑にとけ込む穏やかな色彩景観

四季折々に美しい色彩を見せる生きた緑の色彩が映えるよう、建築物等の色彩は穏やかな低彩度色を基調とし、地域の自然素材などを積極的に生かしながら、自然になじむ色彩景観を形成します。

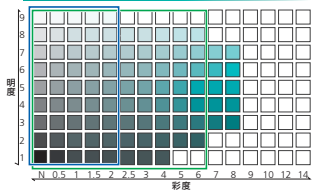
建築物等の色彩基準

基準の適用部位		色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物の外観	基調色	OR ～ 5Y	8 超	4 以下
			8 以下	6 以下
	補助色・ 強調色	上記以外	—	2 以下
建築物の屋根	屋根色	できるだけ低層階で用いる		
		—	—	6 以下

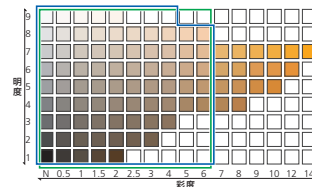
R(赤)系の色相



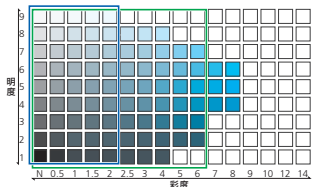
BG(青緑)系の色相



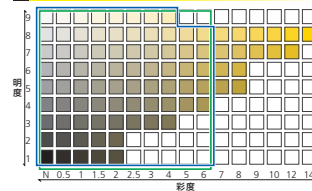
YR(黄赤)系の色相



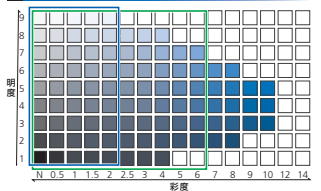
B(青)系の色相



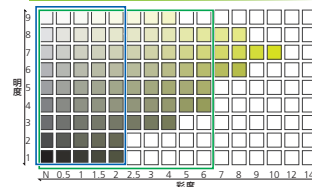
Y(黄)系の色相(0.1Y～5Y)



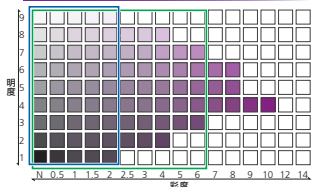
PB(青紫)系の色相



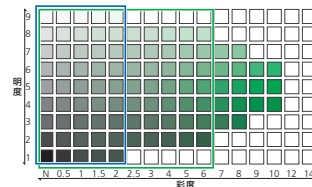
5.1Y(黄)～GY(黄緑)系の色相



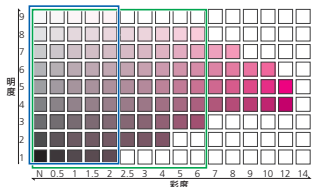
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



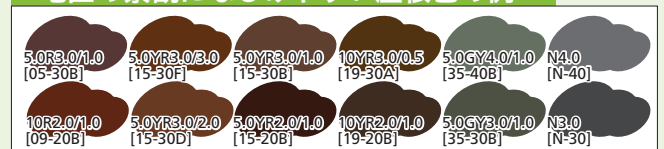
凡例

- 外壁又は外観の基調色の使用可能範囲
- 屋根色の使用可能範囲

地区の景観になじみやすい外壁色の例



地区の景観になじみやすい屋根色の例



※周辺の景観要素や隣接する建物の色彩などに配慮し慎重に選定してください。

おすすめ

地区の景観になじみやすい色彩例の選定意図

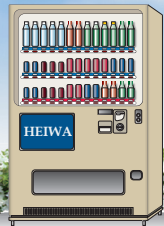
外壁色は、緑豊かな自然景観になじみやすい中明度の暖色を中心に選定しています。これらの色彩は、土壁や素木など地域で伝統的に用いられてきた自然由来の建築材料とも共通する落ち着いた雰囲気をもっています。

屋根色については明るさや鮮やかさを抑え、緑にとけ込むような色調を中心に選定しています。なお、集落地などでは、灰色のいぶし瓦など、共通の屋根材がままとりのある景観を創出している地区もありますので、色彩ばかりでなく材料等についても十分に配慮してください。

3 様々な景観要素の色彩

(1) 日よけ、雨よけ等の地色及び自動販売機の外観の色彩の制限

景観計画では、以下の地区で、日よけ、雨よけ等の地色及び自動販売機の外観の色彩について、彩度（鮮やかさ）の上限を定めています。こうした要素の色彩は、個々には小さいですが、原色等派手な印象のものも多く、通りの連続性やしゃれた雰囲気を阻害することがないように十分に留意しながら用いる必要があります。

地区	日よけ、雨よけ等の地色		自動販売機の外観の色彩 (景観計画で指定する部分に設けるものに限る) 以下の色彩を基本とする。
	彩度の上限		
	0R ～ 5Y の色相	左記以外の色相	
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (A ～ D)	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5 または N9
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (E)	10 以下		制限なし
平和大通り沿道地区	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5 または N9
縮景園周辺地区	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5, N9 または 色相 0R ～ 5Y、明度 4 以下、彩度 4 以下
不動院周辺地区	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5, N9 または 色相 0R ～ 5Y、明度 4 以下、彩度 4 以下
広島東照宮・國前寺周辺地区	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5, N9 または 色相 0R ～ 5Y、明度 4 以下、彩度 4 以下
広島城・中央公園地区	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5, N9 または 色相 0R ～ 5Y、明度 4 以下、彩度 4 以下
リバーフロント・シーフロント地区 (リバーフロント地区)	8 以下	6 以下	制限なし
広島駅新幹線口地区	8 以下	6 以下	5Y7.5/1.5, N9 または 色相 0R ～ 5Y、明度 4 以下、彩度 4 以下
西風新都地区、広島駅南口地区、広島市民球場周 辺地区、都心幹線沿道地区、宇品みなと地区	高彩度色を避ける		制限なし
一般区域	制限なし		制限なし
基準に適合する色彩の例	 5R3.0/8.0  2.5YR3.0/4.0 [12-30H]  10YR7.0/3.0 [19-70F]  5BG3.0/6.0 [55-30L]  5PB3.0/4.0 [75-30H]  2.5YR3.0/4.0 [12-30H] 10YR7.0/3.0 [19-70F]		5Y7.5/1.5 [25-75C]  N9[N-90] 

(2) 柵や柱などの線的要素で構成される工作物の特例

景観計画では、建築物及び工作物の外壁等の色彩は同様の基準として、高彩度色や極端な低明度色を用いることを制限していますが、工作物の外観の色彩のうち、柵や柱などの線的要素で構成されるものについては、ダークブラウンやダークグレー等が一般化しており、落ち着いた印象の色彩表現にも適した色彩であることから、当該地区の彩度制限の上限範囲の中で、明度 4 未満の色彩も用いることができます。

なお、これらについては、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省)」が定められるなど、落ち着いた色彩の既製色が定着していることから、これらの色彩を参考に検討してください。

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン (こげ茶色)	10YR2.0/1.0 程度 
グレーベージュ (薄灰茶色)	10YR6.0/1.0 程度 
ダークグレー (濃灰色)	10YR3.0/0.2 程度 



広島市景観色彩ガイドライン

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082-504-2277
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2-2014-386

広島市景観計画の本編は、
広島市ホームページに掲載しています。